

報告対象案件一覧表

	対象国名	案件名	案件概要
事後報告案件			
1	アンゴラ	「南部地域における送電系統増強計画」	アンゴラ南部のルバンゴ市・モサメデス市間において、送電線（220kV）及び関連 変電所等の新設を行うもの（国家地雷除去センターに対する地雷・不発弾の調査及び探査・除去に必要な資機材の調達支援を含む）。
2	インドネシア	無償資金協力「海上保安能力向上計画」	本件は、インドネシアの海上保安機構（以下、「BAKAMLA」という。）に対して、80m級の巡視船1隻を供与することにより、海上法執行能力の強化を図り、もって同国の海上安全の向上を通じたアジア地域及び国際社会の課題への対応能力向上に寄与するもの。協力準備調査により、BAKAMLA が、巡視船の引渡し後、銃座付きの30mmの機関砲を自己予算にて搭載する予定であることが判明。
3	ウクライナ	令和4年度 UNOPS 補正案件「ウクライナにおける人道医療支援の強化」	ウクライナ国防省傘下の3病院に対して、国連の保健クラスターおよびWHOと協議して特定された優先的医療機器、計5台を調達・供与・設置を実施することで、各病院において患者に質の高い医療サービスを提供できるようにし、医療スタッフの作業環境を改善するもの。本事業の対象主体であるウクライナ国内の各病院が、ウクライナ国防省傘下にあり、また患者の中に軍人も含まれる。
4	ウクライナ	令和4年度 UNIDO 補正事業「ウクライナにおける3D義肢装具支援および雇用創出」	昨今のロシアによる侵略を受けた、ウクライナの義肢装具の緊急的なニーズに応えるため、3Dプリントによる義肢の製造環境を整備し、義肢の提供を受けた患者に職業訓練等を行うことで、社会生活への復帰を支援するもの。本事業の裨益者に、退役軍人患者が含まれる。

	対象国名	案件名	案件概要
5	ウクライナ	令和5年度UNIDO補正事業「3Dプリント技術の活用による障がい者の就業促進に係る緊急支援」	昨今のロシアによる侵略を受け、ウクライナでは3Dプリントによる義肢の提供を受けた患者が増加しているところ、これら患者に職業訓練等を行うことで、社会生活への復帰を支援するもの。「ウクライナ退役軍人省」が本事業の関係省庁として含まれ、「ウクライナ退役軍人省の軍籍を保持したままの患者」が裨益者に含まれる。
6	エジプト	個別専門家派遣「大エジプト博物館マネジメント支援」	エジプト考古学への関心層を対象に、今後開館予定の大エジプト博物館（GEM）のPRを行うことを目的に、エジプト軍工兵隊少将の肩書を持つ大エジプト博物館及び周辺地域総責任者を講演者に招いたシンポジウムを開催する。
7	エチオピア	「カンボジア地雷対策センター（CMAC）によるアフリカ地域向け地雷対策セミナー」	各国の地雷対策関係機関の代表者がカンボジア地雷対策センター（CMAC）を視察する機会を提供し、関係を構築することで、参加各国の地雷対策のための体制構築と能力強化を支援するもの。エチオピア国防省の傘下機関である Ethiopian Mine Action Office（EMAO）から軍籍を有する職員（1名）が参加。
8	カンボジア・ベトナム	令和5年度マレーシア第三国研修「海上保安官向け能力強化」	海上法執行、捜索・救護等に必要な知識や技術の習得を目指し、参加国の海上保安体制強化や海上保安組織職員の能力強化及び国際人的ネットワークの強化を図るもの。ベトナム国防省に所属し軍籍を有する職員（2名）及びカンボジア国防省傘下の国家海上保安委員会に所属し軍籍を有する職員（2名）が参加。
9	キルギス・トルクメニスタン	令和5年度課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災」	我が国の国際防災協力の一環として、中央アジア・コーカサス地域の防災対策・災害対策担当者と「仙台防災枠組2015-2030」に反映された我が国が幾多の自然災害から得た経験と教訓を共有し、同地域における防災・減災社会の構築に貢献しようとするもの。軍機関からの出向者・軍

	対象国名	案件名	案件概要
			籍を有する者も所属する文民機関であるキルギス非常事態省職員 1 名（軍籍非保持）及び国防省傘下のトルクメニスタン民間防衛・救助活動総局職員 1 名（軍籍保持）が参加。
10	スリランカ	令和3年度日本NGO連携無償資金協力案件「ビジネスとコミュニティにおける災害時の官民連携による体制強化、および捜索救助の人材育成」	スリランカ国内で、マルチアクターによる災害対応時のネットワークの機能を強化し、大規模な災害対応も可能な持続的な基盤をコロンボ及び地方部において強化することを目的としたもの。本事業の専門家による訓練にスリランカ国軍関係者（約14名）が参加。
11	スリランカ	令和4年度日本NGO連携無償資金協力案件「ビジネスとコミュニティにおける災害時の官民連携による体制強化、および捜索救助の人材育成」	スリランカ国内で、マルチアクターによる災害対応時のネットワークの機能を強化し、大規模な災害対応も可能な持続的な基盤をコロンボ及び地方部において強化することを目的としたもの。本事業の専門家による訓練にスリランカ国軍関係者（約30名）が参加。
12	スリランカ	令和5年度日本NGO連携無償資金協力案件「ビジネスとコミュニティにおける災害時の官民連携による体制強化、および捜索救助の人材育成」	スリランカ国内で、マルチアクターによる災害対応時のネットワークの機能を強化し、大規模な災害対応も可能な持続的な基盤をコロンボ及び地方部において強化することを目的としたもの。本事業の専門家による訓練にスリランカ国軍関係者（約12名）が参加。
13	スリランカ	令和5年度対スリランカ無償資金協力「経済社会開発計画」(油防除)	スリランカ政府に対する油濁処理機材（日本企業製品の展張船、オイルフェンス、油回収機等）の供与を通じた海上油流出事故への対応能力の強化により海上交通の安全確保を図り、もって同国の持続的な経済社会開発に寄与するもの。実施機関及びエンドユーザーが国防省傘下のスリ

	対象国名	案件名	案件概要
			ランカ沿岸警備庁となる。
14	スリランカ、バングラデシュ、フィリピン、マレーシア	令和5年度課題別研修「海上保安政策プログラム」	日本が培ってきた技術・ノウハウを基に、海上保安の実務と理論を架橋した高度な教育を行うことを通じ、国際法や各国国内法を考察し、海上保安政策の企画・立案に係る高度な能力を持った人材を養成する。有事の際に軍又は国防省傘下に入るフィリピン沿岸警備隊職員2名(軍籍非保持)、マレーシア海上法令執行庁職員1名(軍籍非保持)、国防省傘下にあるスリランカ沿岸警備庁職員2名(軍籍非保持)、職員の多くを海軍の出向者が占めるバングラデシュ沿岸警備隊職員1名(軍籍非保持)が研修参加。
15	セネガル	令和5年度課題別研修「アフリカ仏語圏地域 女性と子どもの健康改善」	女性と子どもの健康改善に関する国際的な視点や日本・他国の参加者の経験の共有を通じて、自ら又は所属する組織が実施できる活動を明確化することを目指すもの。セネガル保健・社会活動省職員1名(軍籍保持)を含む計8名が参加。
16	タイ	令和5年度課題別研修「国家基準点管理の効率化と利活用」	国家測量機関、火山・地震観測研究機関を対象に、地理空間情報の整備・活用に不可欠な国家基準点について自国に適した管理のあり方とその利活用方を策定できる人材の育成。タイ王国軍傘下の組織である王立タイ測量局職員の職員1名が参加。
17	タイ、バングラデシュ	令和5年度課題別研修「国家測量事業計画・管理」	地理空間情報は国家開発及び防災等に必要不可欠な基盤情報であるという事実を踏まえ、開発途上国において、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核人材を養成することを目的に実施するもの。タイ王国軍傘下の組織であるタイ王

	対象国名	案件名	案件概要
			国王立タイ測量局職員（軍籍保持）の職員 1 名及びバングラデシュ国防省傘下の組織であるバングラデシュ測量局職員（軍籍非保持）1 名が参加。
18	タイ・ASEAN	令和3年度対タイ・ASEAN 技術協力「ASEAN 災害保健医療管理に係る地域能力強化プロジェクト」	ASEAN 地域及び同地域での災害医療分野をリードするタイ国において、「ASEAN 災害保健医療管理に係る ASEAN 首脳宣言（ALD）を実施するための行動計画」（POA）の円滑な実行を支援することにより、ASEAN 地域の災害保健医療管理に係る能力の強化を図り、もって ASEAN の災害に強い保健医療システムの確立に寄与する。ベトナム国防省傘下である Military Medical University 傘下の病院が協力対象に含まれる。
19	タジキスタン	令和5年度課題別研修「コミュニティ防災」	自然災害に対する防災の重要性及び自助・共助・公助の必要性を理解し、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法を習得すること。緊急災害対応・民間防衛を担当する機関として、組織内の特定の部署に軍籍を有する者を含むタジキスタン非常事態・市民防衛委員会から、軍籍を有する職員 1 名が参加。
20	バングラデシュ	対バングラデシュ技術協力プロジェクト「看護サービス人材育成プロジェクトフェーズ2」本邦研修	看護行政の能力強化及び対象となる公立看護大学／連携病院において看護教育／臨地実習の実施体制強化を行うことにより、看護教育の実施・モニタリング・評価に係る体制の強化を図り、もってバングラデシュ国内における看護教育の質の向上に寄与するもの。参加者のうち1名が軍籍保有者。
21	フィジー、マレーシア	令和5年度課題別研修「海図作製技術－航行安全・防災のために－	水路測量又は海図作成を担う各国政府及び政府関係機関に在籍する技術者を対象に、海図作成及び海洋情報の収集・活用に係る能力向上を図

	対象国名	案件名	案件概要
		(国際認定資格 B 級)」	ることにより、海上交通の安全を確保し海上貿易を促進すると共に、防災や海洋の環境保全の政策立案能力を向上させるもの。フィジー水路局職員 1 名（軍籍保持）、マレーシア国防省傘下のマレーシア国立水路センターから 1 名（軍籍保持）が参加。
2 2	フィリピン	令和 5 年度国別研修「逮捕術研修（フィリピン沿岸警備隊向け海上保安分野国別研修）」	海上保安に係る指導官等を対象とし、海上法執行に係る逮捕技術等に関する知識及び技能並びに同技術の指導方法の習得を目的に実施されるもの。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊職員 2 名（軍籍非保持）が参加。
2 3	フィリピン	令和 5 年度国別研修「産業人材育成およびバリューチェーン強化を通じた産業競争力向上プロジェクト」	フィリピン政府やフィリピン企業を対象に、日本の公的機関（日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構）や日本企業との連携強化を図るとともに、日本のビジネス促進機関が保有するビジネスプラットフォーム等について学ぶことで、今後の連携方策を模索・協議していくことを目的に実施されるもの。フィリピン経済特区庁職員 1 名（軍籍保持）が参加。
2 4	フィリピン	令和 6 年度課題別研修「国際公法（海洋法と国際紛争の平和的解決）」	国際社会における法の支配の観点から国際法の意義を再確認するとともに、海洋法及び国際紛争の平和的解決のメカニズムについて理解を促進し、各国における国際法の実践能力の強化を図るもの。有事の際に軍又は国防省傘下となるフィリピン沿岸警備隊の職員 2 名（両名とも軍籍非保持）が参加。
2 5	フィリピン	令和 5 年度国別研修「ASEAN テロ対策セミナー（コース名：「東南アジア 3 カ国テロ対策セミナー）」	フィリピン、マレーシア及びインドネシアのテロ対策及び国際テロ捜査を担当する国家警察等に所属する者を対象に、国際テロ対策に関する知見を強化することを目的として実施するもの。フィリピンの国家情報調整機関の職員 2 名（予備役）が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
26	フィリピン、マレーシア	令和5年度課題別研修「海上犯罪取締り」	各国の海上犯罪取締り実務担当者を対象に、アジア及びソマリア海賊対策や薬物、密輸、人身取引への対策等、海上犯罪取締りに必要な知識や技術を講義、視察、実習（乗船実習含む）を通じて包括的に習得する。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているマレーシア海上法令執行庁職員3名（軍籍非保持）、フィリピン沿岸警備隊職員（軍籍保持）1名が参加。
27	フィリピン、マレーシア	令和5年度国別研修「上級鑑識研修」	鑑識捜査に従事する海上保安職員を対象とし、海上法執行に係る鑑識の知識及び技術の習得を目的に実施されるもの。有事の際に軍又は国防省傘下に入ることが規定されているフィリピン沿岸警備隊職員4名及びマレーシア海上法令執行庁職員2名（計6名いずれも軍籍非保持）が参加。
28	フィリピン、マレーシア、モルディブ	令和5年度課題別研修「救難・環境防災」	各国の海上保安実務担当者を対象に、海難救助、海上で発生する事故・自然災害への対応、海洋環境保全に関する知識・技能の習得を目的に実施。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているマレーシア海上法令執行庁職員2名（軍籍非保持者）、有事に国防省傘下に入るフィリピン沿岸警備隊職員2名（軍籍非保持）、同じく国軍傘下で有事の際に軍事活動に参加するモルディブ沿岸警備隊職員（軍籍保持）1名が参加。
29	ブータン	令和3年度技術協力（SATREPS）「ピロリ菌感染症関連死撲滅に向けた中核拠点形成事業」	本案件（協力）は、ピロリ菌感染率が全人口の約7割と非常に高く、かつ胃癌患者に占めるピロリ菌感染率も高い状況にあるブータンの医療事情の改善に資するものであり、本案件の一環として内視鏡診断セミナーを実施し、内視鏡を有する国内各病院の医師に受講してもらうこと

	対象国名	案件名	案件概要
			で、現地医師の育成、専門性の向上及びスキルアップを目的としている。本案件による研修（内視鏡診断セミナー）に、ブータン王国軍に所属し軍籍を有する軍病院の医師1名が参加。
30	ペルー	令和2年度 SATREPS「地震直後におけるリマ首都圏インフラ被災程度の予測・観測のための統合型エキスパートシステムの開発」	ペルー国リマ首都圏において、地震・津波発生時の被害予測の高度化、建築物・ライフラインの被災度即時評価システムの確立により、それらの情報を統合したエキスパートシステムの構築、及びシステム活用のための人材育成を図り、もって、ペルーの地震・津波に対する災害対応能力強化（二次被害の低減、及び復旧・復興の迅速化）に寄与する。本事業の成果目標の1つである津波予測の精度向上に向けた対象海域での海底データ取得のため、同国の海軍水利航行局（DHN）の協力が必要。
31	ボリビア	令和3年度技術協力プロジェクト「河川水運分野体制強化プロジェクト」	河川水運の開発及び管理にかかる公共事業・サービス・住宅省の組織的能力を強化し、パラグアイーパラナ川水路の利用促進に向けた取り組みを加速させることを目的とするもの。本案件の対象主体（実施機関）に、国防省及びその傘下の組織も含まれる。
32	マレーシア	令和5年度国別研修「逮捕術研修（マレーシア海上法令執行庁向け海上保安分野国別研修）」	海上保安に係る指導官等を対象とし、海上法執行に係る逮捕技術等に関する知識及び技能並びに同技術の指導方法の習得を目的に実施されるもの。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているマレーシア海上法令執行庁職員2名（軍籍非保持者）が参加。
33	マレーシア	令和5年度マレーシア国別研修「海保総合運営能力向上研修」	マレーシア海上法令執行庁の各主要部局で今後将来が期待される職員を対象とし、海上保安庁の主要施設への視察や同庁の組織運営等に関する研修講義、意見交換を通じ、海上における法と秩序の維持、海難事故・自然災害への対応、海難救助等に関する海上保安機関の総合的な組織営

	対象国名	案件名	案件概要
			能力の向上を図ること。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているマレーシア海上法令執行庁職員5名（軍籍非保持者）が参加。
34	モザンビーク、 モルディブ	令和5年度課題別研修「航空保安セミナー」	国際民間航空機関（ICAO）のルールをはじめとする航空保安体制・対策等に関し座学を通じて、また、保安検査手法や各種事案発生時の対応等に関し実技訓練や訓練実習を通じてそれぞれ習得し、これらを踏まえて作成される航空保安対策強化のためのアクションプラン案を自国関係者に共有すること。モルディブ国防省職員1名（軍籍非保持）及び有事の際に国防省の傘下に入るモザンビーク空港公社の職員1名（軍籍非保持）が参加。
35	モルディブ	令和4年度対モルディブ無償資金協力「人材育成奨学計画」	モルディブ政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。学位（修士）を取得する若手行政官等4名（実績値）／期のうち、国防省職員で総務・人事担当部署に所属する軍籍非保持者1名が参加。
36	モルディブ	令和5年度対モルディブ無償資金協力「人材育成奨学計画」	モルディブ政府の中枢において活躍することが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。国防省職員（軍籍保持）が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
37	モーリタニア	対モーリタニア技術協力「水産加工教育(短期専門家)」	海洋科学高等研究所(ISSM)加工教育課程における指導能力の向上を図る。専門家派遣先の国立水産海技学校(ENEMP:現 ISSM)が国防省の傘下(案件採択後の組織改編によるもの)。
38	モーリタニア	対モーリタニア技術協力「漁村コミュニティ開発(短期専門家)」	水産職業訓練センター(CQFMP)水産資源管理教育課程における指導能力の向上を図る。専門家派遣先の零細漁業社会職業訓練、振興センター(CASAMPAC:現 CQFMP)が国防省の傘下(案件採択後の組織改編によるもの)。
モニタリング実施案件			
1	アルバニア	令和4年度課題別研修「自然災害に対する森林の防衛機能など生態系を活用した防災・減災機能強化のための能力向上」(第68回適正会議)	森林の防災機能を含む ECO-DRR について理解し、それらの機能を踏まえた防災体制の確立と強化が図られるための必要な能力を育成することにより、各途上国における自然災害の軽減に向けた取組への参考とし、防災の強化、拡充に資することを目的に実施するもの。アルバニア国家保護庁(防衛省傘下)職員(軍籍非保持)が参加。
2	インド、スリランカ、タイ、フィリピン、マレーシア	令和元年度課題別研修「海上保安政策プログラム」(第50回適正会議)	海上保安業務の遂行能力向上を目的に、海上保安の実務と理論を架橋した高度な教育を行うもの。タイ海軍人事部職員、スリランカ沿岸警備庁職員、インド湾岸警備隊職員、フィリピン沿岸警備隊(PCG)職員、マレーシア海上法令執行庁職員(いずれも軍籍保持)が参加。
3	インドネシア	技術協力プロジェクト「犯罪抑止活動推進プロジェクト」の予算を活用して実施される国別研修「東南アジア3カ国テロ対策セミナー」(第68回	インドネシアの治安・情報機関のテロ対処能力強化及び、周辺国(マレーシア、フィリピン)及び日本との国際テロ対策にかかる協力関係強化を目指す。インドネシアから本研修に参加の3機関(国家警察、BNPT及びBIN)の研修参加者6名のうち1名は、BNPTに所属するものの軍籍を有する職員

	対象国名	案件名	案件概要
		適正会議)	(現役軍人)である。
4	インドネシア	令和4年度インドネシア海上保安機構 BAKAMLA 長官及び職員の本邦招へい (第68回適正会議)	インドネシア海上保安機構の長官含む高官(軍籍を有する者)を本邦招へいし、日本海上保安庁の海上保安大学校の施設視察や人材育成体制についての意見交換・サイト視察等の機会を提供し、今後の BAKAMLA 向けの案件形成・実施をより円滑に進めていくもの。招へい予定の3名は、BAKAMLA に所属するものの軍籍を有する職員(現役軍人)である。
5	エクアドル	第三国研修「エコシステムベースの参加型流域管理」(第68回適正会議)	中南米地域において、生態系保全と持続的な参加型開発手法による流域管理活動のための普及体制が確立されるよう、参加対象研修にエクアドル海軍職員が参加。国の担当機関職員や技術普及員の実施能力を強化する。
6	キルギス、タジキスタン	令和4年度課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災」(第68回適正会議)	日本の中央・地方政府を始めとする多様なステークホルダーが行う災害対策に関する理解を通じ、参加者が総合的な防災・減災の考え方にに基づき、自国・地域における防災・減災社会の推進及び中央アジア・コーカサス地域における防災分野での地域連携強化に寄与する。キルギス共和国非常事態省職員2名(両名軍籍保持)及びタジキスタン非常事態・市民防衛委員会職員2名(両名軍籍保持)が参加。
7	コロンビア	第三国研修「地雷対策」(第35回適正会議)	コロンビア地雷対策機関である DAICMA 及び関係機関の地雷除去等をはじめとした地雷対策能力向上を図る。国防省及び陸軍の人的地雷対策除去担当者が研修に参加。

	対象国名	案件名	案件概要
8	コロンビア	令和3年度課題別研修「地震学・耐震工学・津波防災」(第62回適正会議)	地震・津波防災および復興政策に貢献できる地震学・耐震工学・津波防災分野の指導的研究者・技術者・行政官の育成。コロンビア海洋研究機構(DIMAR・防衛省傘下)の職員(軍籍非保持)が参加。
9	ジャマイカ、スリランカ、バングラデシュ、フィリピン、モーリシャス、モルディブ	令和4年度課題別研修「救難・環境防災」(第68回適正会議)	海難救助、海上防災及び海洋環境保全にかかる知識・技能(我が国の知見を含む)の習得・向上により、対象国の関連分野における能力向上を図る。ジャマイカ国防軍職員(軍籍保持)、スリランカ沿岸警備庁職員(軍籍保持)、モーリシャス国立沿岸警備隊職員(軍籍非保持)、モルディブ沿岸警備隊職員(軍籍保持)、フィリピン沿岸警備隊職員(軍籍非保持)、バングラデシュ沿岸警備隊職員(軍籍保持)が参加。
10	スリランカ	令和元年度日本NGO連携無償資金協力「スリランカ国の災害対応における官民パートナーシップ促進および緊急対応の能力強化事業」(第56回適正会議)	軍関係者を含む官民パートナーシップ促進および緊急対応の能力強化に取り組む。本事業の民軍合同での訓練にスリランカ国軍関係者が参加。
11	スリランカ	スリランカ国別研修「移行期の正義における司法人材能力強化」(第50回適正会議)	刑事実務分野におけるスリランカ警察職員を含むスリランカの能力強化を図る。対象機関であるスリランカ警察がスリランカ国防省の傘下である。
12	スリランカ	スリランカ個別専門家派遣「スリランカ防災行政アドバイザー」(第50回適正会議)	防災を所掌する中央政府機関へ専門家を派遣し、防災に係る技術的な助言を行う。専門家の派遣先がスリランカ国防省。

	対象国名	案件名	案件概要
13	スリランカ	令和3年度 NGO 連携無償資金協力「ビジネスとコミュニティにおける災害時の官民連携における体制強化、および捜索救助の人材育成」(第75回適正会議)	軍関係者を含む官民パートナーシップ促進および緊急対応の能力強化に取り組む。本事業の研修へのスリランカ国軍関係者が参加。
14	スリランカ、バングラデシュ	令和3年度課題別研修「海上保安政策プログラム」(第62回適正会議)	海上保安業務の遂行能力向上を目的に、海上保安の実務と理論を架橋した高度な教育を行うもの。バングラデシュ沿岸警備隊職員(軍籍非保持2名)、スリランカ沿岸警備隊職員(軍籍非保持2名)が参加。
15	スリランカ、フィリピン	令和4年度課題別研修「海上犯罪取締り」(第68回適正会議)	各国の現場指揮官クラスを対象に、アジア及びソマリア海賊対策をはじめとする海上犯罪取締りに必要な知識・技術につき、講義、視察、実習を通じて包括的に習得することを目指すもの。フィリピン沿岸警備隊職員(軍籍保持)、スリランカ沿岸警備隊職員(軍籍保持)が参加。
16	タイ	平成27年度技術協力プロジェクト「メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト」(第44回適正会議)	人身取引被害者の社会復帰及び帰国帰還支援にかかる情報共有や、参加者間のネットワーク強化や被害者保護、帰還・社会復帰の円滑化などを目的とするワークショップの実施を通じ、メコン各国関係機関の人身取引者保護の能力強化を図る。ベトナム国防省傘下の国境警備隊員(軍籍保持者)が参加。
17	パナマ	令和3年度第三国研修「エコシステムベースの参加型流域管理」(第62回適正会議)	中南米地域において、生態系保全と持続的な参加型開発手法による流域管理活動のための普及体制が確立されるよう、参加対象国の担当機関職員や技術普及員の実施能力を強化する。軍職員・軍大学職員(軍籍保持者含む)が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
18	パプアニューギニア	草の根文化無償「パプアニューギニア軍楽隊楽器整備計画」(第25回適正会議)	国家的行事や地域交流等の機会に同国国民が音楽に触れる機会の増大、文化振興を通じた社会サービスの向上等を図るもの。協力対象が国防軍軍楽隊。
19	パプアニューギニア	パプアニューギニア国音楽隊に対する楽曲提供(第36回適正会議)	公募で選定した日本人によるオリジナルの行進曲を軍楽隊に提供するもの。協力対象が軍楽隊。
20	パプアニューギニア	令和4年度 JICA 課題別研修「水災害被害の軽減に向けた対策」(第68回適正会議)	日本の治水・防災等に関する制度・対策についての講義・視察等を通じた、水災害対策に係る政策立案・実施における能力強化。パプアニューギニア国防省傘下の災害管理センター職員(軍籍非保持)が参加。
21	バングラデシュ	国別(カウンターパート)研修「地理空間情報政策」コース(第39回適正会議)	全球測位衛星システム連続観測点等の現代測量・地図作成に関わる最新の知識技術を学ぶとともに、国土空間データ基盤の概念、有用性を学ぶ。バングラデシュ測量局(国防省傘下)職員5名が研修に参加、(うち1名が軍籍を有する者であることがその後発覚。
22	バングラデシュ	平成25年度技術協力プロジェクト「デジタルバングラデシュ構築のための地図作成能力高度化プロジェクト」における本邦招聘(第50回適正会議)	バングラデシュ測量局が整備を計画している事業に関する日本の技術と事例について、関係機関・企業における視察や意見交換を行い、バングラデシュのインフラ開発に資するもの。国防省及び国防省傘下の測量局職員の参加。
23	バングラデシュ	令和4年度課題別研修「国家基準点管理の効率化と利活用」(第68回適正会議)	本研修を通じて、地理空間情報を整備・活用する上で位置の基準である国家基準点の管理の重要性を認識し、GNSS 連続観測点網の構築と世界測地系(世界共通の経緯度の基準)への対応を想定して、自国に適した国家基準点の管理のあり方とその利活用方策を提案し、その実現に向けた計画策定を行う。バングラデシュ測量局(国防省傘下)職員2名(両名とも軍籍非

	対象国名	案件名	案件概要
			保持)が参加。
24	バングラデシュ	令和元年度技術協力プロジェクト「国家地理空間情報整備支援プロジェクト」(第50回適正会議)	バングラデシュにおいて、NSDI 構築及び地理空間情報整備の推進を支援することで、SOB(バングラデシュ測量局)とその他バングラデシュ政府関係者の NSDI 構築や利活用に係る組織能力強化を図り、もって同国において地理空間情報を扱う主要な政府機関による NSDI を通じた地理空間情報の適切かつ効率的な管理と利用に寄与するもの。軍籍保有者2名が本邦招へいに参加。
25	ボツワナ	令和4年度課題別研修「ICT 案件形成能力向上(A)」(第68回適正会議)	ICT 技術者のみならず、様々な立場で各分野(医療、農業、産業振興、防災、教育等)に携わる関係者が、自己の持つ課題を ICT をツールとして活用することによってそれぞれの開発課題を解決していく能力を身に付けることを目指すもの。ボツワナ共和国防衛・公正・安全保障省職員(軍籍非保持)が参加。
26	マレーシア	令和3年度課題別研修「海図作製技術－航行安全・防災のために－(国際認定B級)」(国別上乘せ)(第62回適正会議)	海図作製及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的とし、水路測量又は海図作製を担う各国政府及び政府関係機関への研修に、国防省傘下のマレーシア国立水路センター職員3名が参加。
27	マレーシア	令和4年度課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力推進」(第68回適正会議)	日本を含む、アジア各国の関係者の人身取引対策(特に予防、被害者保護・自立支援)に係る取り組みの理解促進、及びより効果的な地域連携の促進。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているマレーシア海上法令執行庁職員1名(軍籍非保持者)が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
28	モーリタニア	対モーリタニア技術協力「水産加工教育(短期専門家)」(第75回適正会議)	海洋科学高等研究所(ISSM)加工教育課程における指導能力の向上を図る。専門家派遣先の国立水産海技学校(ENEMP:現ISSM)が国防省の傘下(案件採択後の組織改編によるもの)。
29	モーリタニア	対モーリタニア技術協力「漁村コミュニティ開発(短期専門家)」(第75回適正会議)	水産職業訓練センター(CQFMP)水産資源管理教育課程における指導能力の向上を図る。専門家派遣先の零細漁業社会職業訓練、振興センター(CASAMPAC:現CQFMP)が国防省の傘下(案件採択後の組織改編によるもの)。
30	モルディブ	令和4年度課題別研修「航空保安セミナー」(第68回適正会議)	航空保安体制・対策等に関し座学を通じて、また、保安検査手法や各種事案発生時の対応等に関し実技訓練や訓練実習を通じてそれぞれ習得し、これらを踏まえて作成される航空保安対策強化のためのアクションプラン案を自国関係者に共有することを目標として実施されるもの。モルディブ国防省職員(軍籍保持1名、軍籍非保持1名)が参加。

1. 基本情報

- (1) 国名：アンゴラ共和国（以下、「アンゴラ」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ウィラ州ルバンゴ市及びナミベ州モサメデス市（旧：ナミベ市）（人口約 113 万人）
- (3) 案件名：「南部地域における送電系統増強計画」（Project for Transmission System Reinforcement in Southern Region）
- (4) 計画の要約：本計画は、アンゴラ南部のルバンゴ市及びナミベ市の送電線及び変電所の新設により、送電容量の増加及び電力供給の安定化を図り、もって同国の経済発展を支える基礎インフラの整備に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性**(1) 本計画を実施する外交的意義**

アンゴラは、石油・ダイヤモンドをはじめとする豊富なエネルギー・鉱物資源等の大きな潜在力を有し、国際場裡では南部アフリカ開発共同体（SADC）の議長国（2011年より1年間）、及び国連安全保障理事会非常任理事国（2015年より2年間）を務めるなど地域大国として存在感を高めている。ロウレンソ大統領は、大統領就任演説の中で今後関係を一層強化すべき国の一つとして我が国に言及する等、日本との戦略的なパートナーシップ強化に極めて意欲的である。2019年5月には河野大臣がアンゴラを訪問し、ロウレンソ大統領への表敬、アウグスト外相との会談を行うなど、二国間関係が深化している。我が国が本計画を通じてアンゴラ政府が重視する電力セクターへの支援を行うことにより、両国間の外交関係を強化することは、外交的意義が大きい。

(2) 当該国における電力セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け

アンゴラの電力セクターは、「国家開発計画（NDP）」における重点セクターの一つに位置付けられており、「都市部での電力アクセス向上」及び「電力セクターの統合と最適化に向けた取り組み」を掲げている。また、同国電力マスタープラン策定のためのプロジェクト実施等、安定的な電力供給のための施策が進められている。

アンゴラにおける送電系統は、北部、中部、南部と分断されている。首都がある北部の大需要地と中北部から中西部の都市ファンボ間を繋ぐ基幹送電線（400kV）開発が、ブラジル及び中国資金により実施済み。また、ファンボから南西部の都市ルバンゴ間については、アフリカ開発銀行（African Development Bank、 AfDB）資金による送電線（400kV）開発が実施されている。他方、ルバンゴから南部への送電線は 60kV の送電線で連系されているのみで、将来の需要に対応できない。

アンゴラ南部は鉄鉱石等の鉱物資源に富み、物流拠点整備を通じた物流の効率化及び輸出の促進が重要課題となっている。アンゴラの主要港であるナミベ港は、アンゴラ南部からナミビア北部をカバーする流通の起点として位置付けられている。現在、本邦民間企業によるナミベ港湾開発をはじめとした経済開発が進められていることか、同地域への安定

的な電力供給の必要性が益々高くなることを見込まれる。

本計画は、アンゴラ南部における送電線及び変電所の新設により、同地域への送電容量の増加及び電力供給の安定化を図るものであり、同国電力マスタープランにおいても当該都市圏の経済成長に不可欠な優先度の高い計画として位置付けられている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

- ① 計画内容：220kV 送電線（ルバンゴ-ナミベ間約 196km）の新設、変電所 2 か所（東ルバンゴ 220/60kV、新、ナミベ 220/60kV）の新設、配電網整備（60kV 配電線の新設、60/15kV 変電所の新設）、コンサルティング・サービス（基礎設計、入札補助、施工監理、環境社会配慮等）、地雷の調査及び除去に必要な資機材の調達
- ② 期待される開発効果：送電端電力量の現状からの約 5 千倍への増加（2018 年実績値 149MWh→目標値約 73 万 MWh）、対象地域住民約 113 万人の生活改善、及び本邦企業が請負うナミベ港周辺の 700 億円規模の港湾開発事業への貢献が見込まれる。
- ③ 借入人：アンゴラ共和国政府
- ④ 計画実施機関／実施体制：送変電公社（National Electricity Transportation Company、RNT）及び国家地雷除去センター（National Demining Center、CND）
- ⑤ 他機関との連携・役割分担：AfDB が本計画の起点となるルバンゴから、フアンボまでの送電線新設を行う。
- ⑥ 運営／維持管理体制：本事業の運営・維持管理について、主たる実施機関である RNT は送変電設備、配電公社（National Electricity Distribution：ENDE）は配電設備を担う。本計画は JICA にとって当国に対する初めてのプロジェクト借款であるが、先行するドナーの案件の経験を踏まえ、類似の運営・維持管理体制とすることで円滑な事業実施に繋げる。技術面について、当国における全ての送変電設備の計画・管理に責任を負っている RNT は、最高電圧 400kV までの送電網を管理している。電気工学の技術学士号を有する職員が定期的な研修等を通じて能力向上が図られており、人的な要因での設備故障や停電等の大きな問題は発生していない。したがって、本事業により導入される送電、変電を適切に運転・維持できる技術レベルにあると判断される。なお、RNT 及び ENDE の財務状況について、2019 年度は為替レートの悪化により一時的に赤字となったが、同年を除き、概して黒字基調である。加えて、本事業においては、出納を含め資金管理を財務省が担い、RNT は一時的な資金負担や返済の義務を負わないため、RNT 及び ENDE の財務体質の事業実施への影響は限定的である。

(2) その他特記事項

- アンゴラでは、内戦中に敷設・投下された地雷・不発弾が国土面積の約 24%に残存しているとされ、本計画対象地域も例外ではない。そのため、CND が探査・除去を行う。完了後には、アンゴラ国地雷対策庁（Angola National Agency for Mine Action：ANAM）が安全確認調査を実施し、品質管理証明書を発行する。同証明書の発行を持ってアンゴラ政府が公式に対象地域の安全を保証することとなる。
- 本計画の起点となるルバンゴまでの電力供給に関し、AfDB がフアンボ～ルバンゴ間

送電線について融資契約（530 百万ドル）に調印済。上記 AfDB 融資によるフアンボ～ルバンゴ間送電線整備が、本事業効果発現には必要不可欠。よって AfDB 融資の進捗状況を注意深くモニタリングする。

- 環境社会配慮：本計画は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）」に掲げる影響を及ぼしやすい特性に該当するためカテゴリAと分類される。
- ジェンダー分類：【対象外】■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）。
- 本案件では地雷の調査及び除去に必要な資機材の調達も含まれる。アンゴラにおける地雷除去実施機関は、2022年7月の大統領令第212/22号により組織改編がなされ、国家地雷除去院（The National Demining Institute：INAD）を含む4つの機関が国家地雷除去センター（CND）に統合されるとともに、国防・退役軍人省の傘下に置かれることとなった。
- INAD に対する日本政府によるこれまでの経済協力は、全て地雷除去能力の向上を目的としている。したがって、INAD が CND として組織改編されて、社会行動・家族・女性推進省から国防・退役軍人省の傘下に移管されても、CND に対する協力は、明確に民生目的と定義され、CND の軍事力向上に貢献すること及び軍事転用されることは想定されない。また、INAD に対するこれまでの地雷除去支援についても、軍事力向上に貢献すること及び軍事転用されることは想定されない。
- 案件形成時点では実施機関に軍関係者の関与は予定されていなかったが、案件形成後に国軍地雷除去部隊を含む他組織との統合に伴い、国防・退役軍人省の傘下に置かれることが判明したことから、適正会議に事後的に報告を行うもの。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：インドネシア共和国（以下、インドネシアという。）
- (2) プロジェクトサイト/対象地域名：インドネシア全域
- (3) 案件名：海上保安能力向上計画（The Project for the Enhancement of Ability in Maritime Safety and Security）
- (4) 計画の要約：インドネシア海上保安機構（以下、「BAKAMLA」という。）に対し巡視船を供与することにより、インドネシアにおける海上法執行能力の強化を図り、もって同国の海上安全の向上に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

インドネシアは、東南アジア地域において最大規模の人口及び国土を擁し地政学的にも重要な位置を占め、我が国にとって民主主義や人権といった基本的な価値を共有するパートナーである。また、インドネシアの海域は、マラッカ・シンガポール海峡等の重要な海上交通路上に位置し、例えば日本に輸入される石油の約9割が同海域を通るなど、日本の国際物流の観点からも極めて重要である。一方で、インドネシアの海上法執行機関は同国の広大な管轄水域の取締りを効果的に行うことができているとは言い難く、同海域は違法漁業、不審船、密航・密輸・テロ、海賊、人身売買、自然災害等といった多様な問題に直面しており、海上法執行能力の強化は喫緊の課題となっている。このような課題への対処において、我が国がインドネシアを積極的に支援することは、日インドネシア二国間関係や国際場裡における連携の強化に資するのみならず、我が国にとっても死活的に重要な同国海域における海洋安全の強化に繋がり、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現にも資するものである。本計画もそのような支援の一環として位置づけられるものであり、外交的意義は大きい。

- (2) 当該国における海上保安セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

世界第3位の面積を誇る広大なインドネシアの排他的経済水域（EEZ）の法執行は、複数の機関が担っているが、これらの機関は同海域を十分にカバーできるほどの能力を質的・量的にも有しているとは言い難い。2014年、インドネシア政府は、BAKAMLAを発足させた。BAKAMLAは自ら海上保安業務を行うほか、2022年3月の大統領令により、法執行に関し、国内海上保安関係機関に対する調整・監督権限が明確化され、装備・体制強化を進めている。

現在、BAKAMLAが保有する巡視船は10隻に留まっており、海難事故における救難救助対応や不審船発見時など頻発する事案に十分対処できる体制にはなっていない。そのため我が国に対し、EEZ内の監視強化に必要な航続距離や堪航性・安定性を有し、かつ緊急時に必要なスピードを出すことのできる大型の巡視船の供与につき要請がなされたもの。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本計画は、BAKAMLA に対し、大型巡視船 1 隻を供与することにより、海上法執行能力の強化を図り、もって同国の海上安全の向上を通じたアジア地域及び国際社会の課題への対応能力向上に寄与するもの。

(2) その他特記事項

本件の供与先である BAKAMLA は文民組織であり、また、本計画は海上法執行能力の向上のための支援であることから、軍事能力の向上につながるものではない。加えて、防衛装備移転三原則との観点からも、目的外利用の禁止及び第三者・第三国移転に係る日本政府への事前同意取付けを交換公文にてインドネシア政府に義務付けることで、移転を認めることを国家安全保障会議の幹事会を了している。

引渡し後に、インドネシア政府の自己予算において、船員が機銃を携帯し、船に機関砲（銃座付きの 30mm 砲）が設置されることが予定されているが、これは、我が国の海上保安庁の装備と比較しても、海上保安を担う船舶の整備として過剰なものではなく、自己防衛を目的としたものである。

以 上

案件概要書

2024年6月25日

1. 基本情報

- (1) 国名：ウクライナ
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：
オデッサ、キーウ、スターロコスチャンチニフ（フメリニツキー地方）
- (3) 案件名：令和4年度 UNOPS 補正案件「ウクライナにおける人道医療支援の強化」（以下、「本事業」という。）
- (4) 計画の要約：
本事業は、ウクライナ国防省傘下の3病院に対して、国連の保健クラスターおよびWHOと協議して特定された優先的医療機器、計5台を調達・供与・設置を実施することで、各病院において患者に質の高い医療サービスを提供できるようにし、医療スタッフの作業環境を改善するものである。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義：

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻開始により、敵対関係の激化と社会経済的困難の増大により、ウクライナの人々の健康状態は悪化した。国防省によると、軍の医療機関はもはや日々増加する医療と手術の需要に対応できなくなっている。また、病院内の設備は、ほとんどは老朽化しているか、ライフサイクルが終了した後で使用されているため、適切な治療を提供することができていない。利用可能な機器がほとんど、またはまったくない中で、医療システム全体は、緊急および慢性の病状の両方をタイムリーかつ効果的に治療するという深刻な課題に直面している。他方で、ウクライナ国防省において、医療機器を購入するための国家予算からの資金は不十分であり、入手可能な製品の中には低品質製品の割合が高くなっているのが現状である。

本事業は、患者の治療に使用すべく高度医療機器（Cアーク式X線装置1台、ビデオ内視鏡システム1台、脳外科手術用顕微鏡1台、エキスパートクラス超音波診断装置2台）の調達・供与・設置を実施することで、各病院における医療サービスの質の改善を図り、もってウクライナ市民への安全な医療環境整備に寄与するものである。現下のウクライナ政府が単独では得にくい、高度な医療機材が新たに設置されることで、各病院にて年間約15,500人の患者が治療を受けられ、200人以上の医療関係者が改善された条件のもとで治療を行うことが可能となる。

また、2018年から2022年にかけても、日本の資金提供を受けたUNOPSは医療機器を調達し、その機器のほぼ70%が日本で生産されており、その高品質、延長された耐用年数、および患者の利益のための革新的な技術が証明されている。ウクライナは、他の二国間及び国際パートナーからは、他の分野において

支援を提供されているということが確認されており、本分野における日本の医療支援は重要かつ緊急である。本事業に対する我が国支援への期待は大きく、これに応えることは二国間関係の一層の強化に資するため、本事業を実施する外交的意義は高い。

(2) 当該国における現状・課題及び本事業の位置付け：

国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）によると、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻開始から1年経過する2023年2月時点で、確認されるウクライナ市民の死亡者は少なくとも7199人、負傷者は1万1756人に上るとされている。犠牲者のほとんどは砲撃やミサイル、空爆などの広い範囲に影響を及ぼす攻撃によるものとされており、正確な被害の実態は把握できておらず、実際の死者数は発表された人数を大きく上回るという見方が示されている。ウクライナにおいて市民、兵士問わず、治療を要する必要性及び緊急性は大きく、本事業において調達される質の高い優先的医療機器の需要は大きい。また、ウクライナ政府にてその医療機材を確保すること、及び資金を調達することも難しいことから、本事業において、日本からの拠出を受けたUNOPSを通じて当該医療機材を供与することは、大変意義深く、ウクライナの人々に対する人道支援に大きく貢献することが期待される。

(3) その他特筆すべき点

本事業の対象主体であるウクライナ国内の各病院は、国防省傘下にあること、また患者の中に軍人も含まれることから、開発協力大綱の「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則に照らし、協力の可否について検討を行った。各病院に5つの高度医療機器を提供し、ウクライナの人々、特に紛争で最も苦しんでいる人々が、質の高い医療サービスを持続的に利用できるようにすることを目的とする本件は、その趣旨が人道支援であり、同原則に抵触しないと判断し、これを実施することとした。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

本事業は、ウクライナ国防省傘下の3病院に対して、国連の保健クラスターおよびWHOと協議して特定された優先的医療機器、計5台を調達・供与・設置を実施することで、各病院において患者に質の高い医療サービスを提供できるようにし、医療スタッフの作業環境を改善するものである。

② 裨益効果

質の高い医療サービスを提供することにより、年間約15,500人の患者が治療を受けられ、200人以上（この内26.3%は女性スタッフ）の医療関係者が改善された条件のもとで治療を行うことができる。

③ 計画実施期間

2023年3月1日から2024年2月29日までの12か月間

(2) その他特記事項
なし。

[別添資料] 地図



1. 基本情報

- (1) 国名：ウクライナ
- (2) 案件名：令和4年度UNIDO補正事業「ウクライナにおける3D義肢装具支援および雇用創出」（以下、「本事業」という。）
- (3) 参加者：ウクライナ退役軍人省に軍籍を置く患者を含む患者
- (4) 計画の要約：本事業は、昨今のロシアによる侵略を受けた、ウクライナの義肢装具の緊急的なニーズに応えるため、国連工業開発機関（UNIDO）への拠出により、3Dプリントによる義肢の製造環境を整備し、義肢の提供を受けた患者に職業訓練等を行うことで、社会生活への復帰を支援するものである。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

2022年2月24日以降、ウクライナでは、必要な公共サービス、特に医療を含む都市集落や民間インフラが定期的に大規模に破壊され、数百万人のウクライナ人の生活が耐え難いものになっており、国内における四肢切断患者が急増した。同国における義肢装具の需要は急増し、今後数カ月、さらには数年にわたり増加し続けると予想される。

義肢装具とリハビリテーションには多大な時間と費用がかかる。一方3Dプリンターによって作られた義肢は、カスタマイズ性が高く、軽量で、納期が短く、コストがかからないことが知られており、大量の義肢をスピーディーに製造することができ、また、遠隔地にいる患者一人ひとりのスキャンデータをデジタル伝送することで、必要に応じて遠隔地のユーザーにも義肢を届けることが可能になる。

またIOMの推計によると、2022年10月現在、ウクライナ国内には約650万人の国内避難民（IDP）がおり、IDPの84%は紛争により職を失っている。

このような背景から、本事業は、ウクライナで四肢切断者に3Dプリント義肢を提供し、四肢切断者のための雇用創出を促進すること及びウクライナの障害者を含む国内避難民にリスキルやスキルアップの機会を提供することを目的とする。本事業に対する我が国支援への期待は大きく、これに応えることは二国間関係の一層の強化に資するため、本事業を実施する外交的意義は大きい。

- (2) 当該国における現状・課題及び本事業の位置付け

国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）によると、2022年2月24日以降、重砲、多連装ロケットシステム、ドローン、ミサイル、空爆などの爆発性兵器が使用された結果、2022年11月現在、ウクライナにおいて死亡6,557人、負傷10,074人の16,613人の民間人の犠牲が記録されている。一方、ウクライナの

義肢装具のほとんどは、現在、外国の生産者によって製造されており、義肢装具とリハビリテーションには多大な時間と費用がかかる。

そこで、本事業において、カスタマイズ性が高く、軽量で、納期が短く、コストがかからないことが知られている、3Dプリンターによって作られた義肢の製造環境を整備することで、大量の義肢をスピーディーに製造することができ、ウクライナ国民にいち早く義肢が届くようにでき、人道支援に大きく貢献することが期待される。

(3) その他特筆すべき点

本事業の裨益者に、「ウクライナ退役軍人省の軍籍を保持したままの患者」が含まれることから、開発協力大綱の「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則に照らし、協力の可否について検討を行った。「ウクライナ退役軍人省の軍籍を保持したままの患者」が義肢の提供や職業訓練等の支援を受けて、社会的・経済的な再統合を果たすことを目指す本件は、同原則に抵触しないと判断し、これを実施することとした。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

3Dプリント義肢の導入に係る義肢装具士や義肢装具サービスプロバイダーを特定し、3Dプリント義肢の製造環境を整備する。また、ウクライナのリハビリ施設と連携し、義肢を提供する四肢切断者や障害者を含む国内避難民に職業訓練や起業家育成を行うことで、雇用創出を促進し、リスキルやスキルアップの機会提供に寄与する。

② 裨益効果

3Dプリント義肢のスキャンと装着のための機器と設備一式を義肢装具サービスプロバイダー1社に新たに提供することで、100人の四肢切断患者に3Dプリント義肢が提供される。また、義肢を提供する四肢切断者や障害者を含む国内避難民計150人に職業訓練や起業家育成を行うことで、雇用創出の促進及びリスキルやスキルアップにつながる。

(2) その他特記事項

特になし

以上

1. 基本情報

- (1) 国名：ウクライナ
- (2) 案件名：令和5年度UNIDO補正事業「3Dプリント技術の活用による障がい者の就業促進に係る緊急支援」（以下、「本事業」という。）
- (3) 参加者：ウクライナ退役軍人省に軍籍を置く患者を含む患者
- (4) 計画の要約：昨今のロシアによる侵略を受けた、ウクライナの義肢装具の緊急的なニーズに応えるため、令和4年度UNIDO補正事業「3D義肢装具支援および雇用創出」において、3Dプリントによる義肢の製造環境の整備等を実施。本事業においては、その成果を統合・拡大するため、国連工業開発機関（UNIDO）への拠出により、3Dプリント技術の活用を含む、職業訓練や起業研修の実施等を通して、障害者を含む社会的弱者の雇用創出・職業／起業スキルの獲得を目指す。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

2022年2月24日以降、ウクライナでは、必要な公共サービス、特に医療を含む都市集落や民間インフラが定期的に大規模に破壊され、数百万人のウクライナ人の生活が耐え難いものになっており、国内における四肢切断患者が急増した。同国における義肢装具の需要は急増し、数年にわたり増加し続けると予想される。

また国際通貨基金（IMF）によると、ウクライナの失業率は19.4%、インフレ率は15.5%であり、710万人以上のウクライナ人が貧困にあえいでいると推定されている。

令和4年度事業における、3Dプリンターによって作られた義肢は、カスタマイズ性が高く、軽量で、納期が短く、コストがかからないことが知られており、大量の義肢をスピーディーに製造することができ、また、遠隔地にいる患者一人ひとりのスキャンデータをデジタル伝送することで、必要に応じて遠隔地のユーザーにも義肢を届けることが可能になる。

このような背景から、本事業は、令和4年度事業において3Dプリント義肢を提供されたウクライナの四肢切断患者の雇用創出を促進し、リスキルやスキルアップの機会を拡大することを目的とする。本事業に対する我が国支援への期待は大きく、これに応えることは二国間関係の一層の強化に資するため、本事業を実施する外交的意義は大きい。

- (2) 当該国における現状・課題及び本事業の位置付け

国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）によると、2022年2月24日以降、重砲、多連装ロケットシステム、ドローン、ミサイル、空爆などの爆発性兵器が

使用された結果、2023年9月24日までに、死者9,701人、負傷者17,748人、合計27,449人の民間人犠牲者が記録されている

義肢装具とリハビリテーションには多大な時間と費用がかかる。令和4年度事業において、カスタマイズ性が高く、軽量で、納期が短く、コストがかからない3Dプリンターの義肢の製造環境を整備し、本事業において、障害者を含む社会的弱者の雇用を創出し、人道支援に大きく貢献することが期待されている。

(3) その他特筆すべき点

本事業の裨益者に、「ウクライナ退役軍人省の軍籍を保持したままの患者」が含まれることから、開発協力大綱の「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則に照らし、協力の可否について検討を行った。「ウクライナ退役軍人省の軍籍を保持したままの患者」が義肢の提供や職業訓練等の支援を受けて、社会的・経済的な再統合を果たすことを目指す本件は、同原則に抵触しないと判断し、これを実施することとした。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

障害者のための研修カリキュラムを開発し、最も弱い立場の人々のための研修プログラムを実施する。また、リハビリテーション・再統合機関の能力を強化しサービスを向上させ、他の組織との連携を強化すると共に、3Dプリント技術の活用を含む、障害者の仕事のポテンシャルと調和の創出について、官民両方での認知を高める。障害者の雇用の可能性を高めるため、障害者団体や民間企業の雇用主とのネットワーク作りを促進し、有意義な雇用の確保や起業イニシアチブの創出のためのネットワーク作成や資金調達メカニズムと結び付けた職業訓練や起業研修を実施する。

② 裨益効果

3Dプリント技術の活用を含む、10件の職業訓練や起業研修の実施を通して、障害者を含む社会的弱者100人分の雇用が創出され、250件の職業／起業スキルが獲得される。

(2) その他特記事項

特になし

以上

1. 基本情報

- (1) 国名：エジプト・アラブ共和国
- (2) 案件名：大エジプト博物館マネジメント支援（個別専門家）
- (3) 参加者：アーテフ・ムフターフ（エジプト軍工兵隊、少将／大エジプト博物館及び周辺地域総責任者）
- (4) 計画の要約：
エジプト考古学への関心層を対象に、今後開館予定の大エジプト博物館（GEM）のPRを目的に、広島（広島大学・GEM・JICA 共催）、大阪（国立民族学博物館・GEM・JICA 主催）及び東京（東京文化財研究所・GEM・JICA 主催）でシンポジウムを実施する。また、シンポジウムの講演者として、GEMの幹部2名を、実施中の技術協力（個別専門家）【有償勘定技術支援】「大エジプト博物館マネジメント支援」（2021年12月～2024年11月）の予算を活用して招へいする。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

GEMに関する協力は対エジプト開発協力の中でも象徴的なODAプロジェクトの一つであり、2023年4月の総理外遊時にも視察（アーテフ・ムフターフ少将にてGEM視察陣頭指揮）が実施される等、外交的にも高く注目される案件である。また、GEMは単一文明を扱う博物館として世界最大規模であり、学術的観点からも重要性が高く、本シンポジウムの実施意義は大きい。

- (2) 当該国における観光セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

エジプト・アラブ共和国（以下、「エジプト」という。）において観光セクターは、経済波及効果・雇用創出効果が大きく、当国の四大外貨獲得源の一つであり、経常収支の黒字化を目指す上での重要産業として位置付けられている。中でも、歴史的文化遺産の有効活用は、観光セクターにおいて最も重要な課題の一つであり、これまでルクソール、アレキサンドリア等で博物館等の建設を進めてきた。当国で最も重要な歴史的文化遺産を保存・展示しているカイロ博物館（1902年に開館）は、開館から100年以上が経過し、建物・設備の老朽化が著しい上に、展示のためのスペースや技術、人材が不足し、近代的な博物館としての機能は低水準に留まっている。かかる問題の解決のため、収蔵品の価値に相応な保存修復・展示・研究・教育の機能を備えた新たな博物館の整備が急務であったことから、エジプト政府は日本政府に対しGEMの建設に関する円借款支援を要請。日本政府は「大エジプト博物館建設計画」への円借款供与（第1期：2006年5月L/A調印、承諾額34,838百万円、第2期：2016年10月L/A調印、承諾額49,409百万円）を決定し、開館に向けた準備が進められている。

これまで日本政府は、JICAを通じ、GEMに関する包括的な支援を実施してきた。具体的には、上記円借款の他、「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト」（GEM-JC：GEM Joint Conservation Project）により、GEMに隣接する遺物の保

存修復センターをエジプトの文化財保存修復の中心的な研究機関にするため、同センター職員に対し保存修復技術等の能力向上を目的とした技術支援を実施中。また、「大エジプト博物館運営・展示プロジェクト」(GEM-CD : Capacity Development Project for Management and Exhibition of GEM)では、GEMの職員に対し、博物館運営及び展示に係る能力向上に向けた技術支援を実施している。さらに2019年、エジプト政府よりGEMの運営に係る支援要請を受け、日本政府はGEMの第一館長補及び専門家の派遣をし、GEMの開館準備を支援してきた。

日本国内ではエジプト文明への関心が高いにも関わらず、昨今の10代~30代の若年層の旅行先としてのエジプトへの関心は低下傾向(TBS「嗜好総合調査」より)にあるといわれ、GEMの認知度も低い現状である。かかる状況を踏まえ、本シンポジウムの開催を通じ、日本国内でのGEMに関する日・エジプトの長年にわたる協力への認知向上や、開館後の日本からの来館者増加の効果が期待できる。また、エジプト国外でのエジプトやGEMに寄せられる関心をGEM幹部も実感することで、エジプトと日本の友好的なパートナーシップ関係及び開館準備の促進につながることを期待される。

3. 計画概要

(1) 計画概要

広島・大阪・東京の本邦3か所で以下のシンポジウムを実施する。これらシンポジウムの講演者として、GEMの幹部である、アーテフ・ムフターフ GEM プロジェクトおよび周辺地域総責任者及びアイーサ・ジダン GEM 保存修復執行部門長2名を本邦に招へいする。

- ・ 広島 : 「広島とエジプト -記憶を紡ぎ平和な未来を創る2つのオリエント」(広島大学・GEM・JICA 共催)
- ・ 大阪 : 「大エジプト博物館のいま ファラオの至宝を守る2023」(国立民族学博物館・GEM・JICA 主催)
- ・ 東京 : 「大エジプト博物館のいま ファラオの至宝を守る2023」(東京文化財研究所・GEM・JICA 主催)

(2) その他特記事項

本件は、有償資金協力及び技術協力を実施中のGEMに関するPRを行うもの。日本のODAの取組やエジプト文化の対外発信・周知をする他、エジプトと日本の友好的なパートナーシップ関係の促進が期待できる活動である。

アーテフ・ムフターフ少将は、いわゆる軍事活動を行う者ではなく、2016年よりGEM建設・開館準備の責任者として現場を指揮し、日本との協力事業全般における重要なエジプト側カウンターパートであることから、講演者として適任である。なお、同氏は軍籍を有する幹部(現役軍人)であるが、2017年にも日本外務省の招へいにより来日しており、当時の外務副大臣への表敬実績がある。また、エジプトでは、軍籍を有する者が大型インフラプロジェクトの責任者に任命されることが一般的である。したがって、本招へいは非軍事目的である。

以上

1. 基本情報

- (1) 国名：エチオピア連邦民主共和国、ナイジェリア連邦共和国、ソマリア連邦共和国、南スーダン共和国
- (2) 案件名：カンボジア地雷対策センター（CMAC）によるアフリカ地域向け地雷対策セミナー
- (3) 参加者：アフリカ4か国の以下地雷対策関係機関の代表者
- エチオピア（EMAO：Ethiopian Mine Action Office）、
 - ナイジェリア（NEDC：The Northeast Development Commission）、
 - ソマリア（SEMA：Somali Explosive Management Authority）、
 - 南スーダン（NMAA：National Mine Action Authority）
- ※このうち、軍事利用回避原則の観点から確認を要するのはエチオピアのEMAOからの参加者（軍籍を有する）のみ。
- (4) 計画の要約：2024年1月22日～27日にカンボジアにて「カンボジア地雷対策センター（CMAC）によるアフリカ地域向け地雷対策セミナーを実施。本セミナーでは、アフリカ地域における地雷対策の推進を目的として、エチオピア、ナイジェリア、ソマリア及び南スーダンの地雷対策関係者に対し、CMACの組織体制や現場でのオペレーションの視察機会を提供した。

2. 計画の背景と必要性**(1) 本計画を実施する外交的意義**

我が国は日本の安全保障及び国際社会の平和と安定のために軍縮・不拡散への取組を重視しており、1998年の対人地雷禁止条約（オタワ条約）締結以来、対人地雷の実効的な禁止と被害国への地雷対策支援の強化などを含む同条約の包括的な取組を推進してきた。日本は、アジア太平洋地域各国へのオタワ条約締結に向けた働きかけに加え、人道と開発と平和の連携の観点から地雷除去や被害者支援などを通じた国際協力も着実に実施している。そのため、本計画は対人地雷対策を推進してきた日本の外交政策の実現に寄与している。

また、本計画は、アフリカのオーナーシップを尊重しながら、民主主義の定着及び法の支配の推進、紛争予防・平和構築、コミュニティの基盤強化に向けた支援等によって平和と安定に向けた取り組みを後押しする「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ」にも貢献するものである。

(2) 当該国における地雷対策セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）「平和構築」において、地雷・不発弾除去等、脆弱・紛争影響地域に特有な課題への対応を重視している。また、同分野は国・地域を超えた課題であることから、関係するアクターとのネットワーク強化や、カンボジアのような紛争当事国の知見・経験を他国での問題解決に活用することとし

ており、本計画は同方針に合致する。

本セミナーに軍籍を有する代表者が参加したエチオピアには国境付近を中心に現在も多く地雷・不発弾が残っている。日本政府は、2022年度、2023年度にUNMAS（国連地雷対策サービス）を実施機関とした「エチオピア北部における人道支援への地雷対策支援」、「エチオピア北部における平和と安全のための人道的地雷対策」を実施しており、エチオピアの地雷対策を支援している。エチオピア政府は、2001年に人道的地雷除去及び地雷回避教育を担うエチオピア地雷対策事務所（EMAO: Ethiopian Mine Action Office）を設立し、地雷対策を推進する機能を強化している。今般のセミナーを通じ、EMAOとアフリカ各国の地雷対策機関とネットワークを構築することに加え、カンボジアの先進的な取組を学ぶことで、EMAOの能力強化に寄与する。

3. 計画概要

（1）計画概要

CMACの組織体制や現場でのオペレーションを実際に視察することで、参加国が持続的に地雷・不発弾対策を実施していくためのオーナーシップと組織能力の強化に貢献する。また、今後、国ごとの状況に即してよりテーマを絞った集中的な研修を提供していくため、各国の地雷対策に係る現状と特に強化すべき課題を明確化することを目的としている。

（2）その他特記事項

本計画は、各国の地雷対策関係機関の代表者がCMACを視察する機会を提供し、関係を構築することで、参加各国の地雷対策のための体制構築と能力強化を支援するとともに、JICAによる関係国への今後の支援を検討するもの。本計画は、紛争後の一般市民の安全な土地利用の確保のため、人道的な目的で行うものであり、軍事目的ではない。

・支援対象者の所属組織について

EMAOはエチオピアにおける人道的地雷除去及び地雷回避教育の計画、管理、調整、規制、実施を担うことを目的に2001年に設立された政府機関であり、国防省の傘下に位置づけられる。同機関はUNMASと連携し、地雷・不発弾埋設地の特定や除去を実施する他、地雷・不発弾対策に関する国家指針の策定や政策決定等を担っているため、本セミナーに同機関から参加者を受け入れることの合理性が認められた。EMAOはその設立目的や所掌業務に鑑み、軍の作戦立案、訓練、偵察、戦闘、補給といった軍事活動に携わることは想定されない。

・支援対象者について

EMAOからの参加者は、軍籍を有する職員（現役軍人）であるものの、エチオピア国内の地雷対策を担うEMAOにおいて現場オペレーションの統括や組織運営管理を担っており、いわゆる軍事活動を行う者ではない。今般のセミナーにおいてCMACの

知見を学び、EMAOの組織能力強化を進めることができる人材であり、セミナー終了後も引き続き同業務を行っていることを確認済み。

・その他

本セミナーで得られる知識は、人道目的に資する地雷対策に係る知見に限られるため、軍事転用は想定しない。また、JICAはエチオピア国防省よりセミナーで得た技術及び知見を軍事的用途に利用しない旨を明記したレターの提出を求め、受領したことで軍事利用回避原則を担保した。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：マレーシア
- (2) 案件名：令和5年度マレーシア第三国研修「海上保安官向け能力強化」
- (3) 参加者：以下対象国の海上保安機関および海事関係機関。
カンボジア、インドネシア、タイ、東ティモール、ベトナム、コートジボワール、ジブチ、ギニア、ケニア、ナイジェリア、オマーン、セーシェル、タンザニア（内、ベトナム国防省に所属し軍籍を有する職員（2名）及びカンボジア国防省傘下の国家海上保安委員会に所属し軍籍を有する職員（2名）が参加。）
- (4) 計画の要約：
本計画は、海上法執行、捜索・救護等にかかる第三国研修であり、アジア及びアフリカ諸国の海上保安実務担当者を対象とし、各国の海上保安能力強化を図るもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
本コースへの参加により得られる知見は、海上法執行、捜索・救護など、国家の安全に貢献するとともに、海上における安全な経済活動の実施、領海や排他的経済水域における主権的権利の保護など、各国の健全な経済活動への貢献など参加国の国民にも広く裨益するものである。
- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
マレーシア国は、我が国にとって海上輸送路の確保や、各地域との経済関係を発展させる上で、地政学的な重要性を有する。一方、領海内での海難事故や外国漁船による密輸、海賊、密入国等の犯罪の増加など深刻な問題を抱えている。マレーシア国の開発基本方針は、①協力パートナーとしての関係構築②アジアの地域協力の推進の2つであり、本研修は①の協力として実施している運輸ネットワーク強化プログラムに貢献するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
海上法執行、捜索・救護等にかかる第三国研修であり、アジア及びアフリカ諸国の海上保安実務担当者を対象とし、各国の海上保安能力強化を図るものである。アジア及びアフリカ諸国の13か国から15名の研修員を招聘し、マレーシア海上法令執行庁と日本の海上保安庁が共同で海上捜索救助等の研修を約2週間実施する。訓練を通じて形成されたネットワークによって、各国の海上保安分野における連携強化にも寄与する。
- (2) その他特記事項
ベトナム及びカンボジアの軍籍を有する参加者は、いわゆる軍事活動を行う者ではなく、それぞれ所属先において海難事故対応や捜索・救護活動等を担当している。

研修終了後も引き続き同業務を継続する予定であることから、本研修の参加者とするものの合理性は認められる。また、本研修で得られる知識は、海上保安分野に係る知見に限られ、本研修が軍事転用されることは想定されない。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：キルギス、トルクメニスタン
- (2) 案件名：令和5年度（2023年度）課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災」
- (3) 参加者：キルギス非常事態省職員1名、トルクメニスタン民間防衛・救助活動総局職員1名を含む計6名
- (4) 計画の要約：

防災及び災害軽減を主管する中央省庁及び地方自治体の防災分野における課題解決能力の強化、当該地域内の防災担当機関間のネットワーク形成の促進を目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

我が国同様に自然災害が多発する中央アジア・コーカサス地域諸国において、防災及び災害軽減を主管する中央省庁及び地方自治体が、防災分野の課題解決能力を強化すると共に、同地域内の防災担当機関間のネットワーク形成を促進することは喫緊の課題である。そのため、2004年からJICA課題別研修「中央アジア・コーカサス地域総合防災行政」を、中央アジア・コーカサス地域諸国の中央政府及び地方政府において防災行政を担当する一般行政官及び技術系行政官に対して実施している。

【キルギス】

キルギス非常事態省は、同国政府における中央防災機関という位置付けである。同省には、民間防衛も担当する機関として国軍同様の階級を有する職員と有さない職員が在籍している。国防省や国軍との業務上の連携はなく、平時においては基本的に職員に軍事関連の職務が課せられることはない。中央政府及び自治体レベルにおける防災に関連した政策整備や事業推進を通じ、地滑り、地震等の災害に係る被害軽減を図るためには、同国の中央防災機関に位置づけられる同省の中核人材による本研修への参加が不可欠である。

【トルクメニスタン】

トルクメニスタン民間防衛・救助活動総局は、国防省傘下の部局であるが、同国政府における中央防災機関として、国内の各省・研究所等と連携した防災活動計画の取りまとめ、災害リスク削減施策や防災教育の実施等を所掌しており、軍事業務は含まれていない。中央政府及び自治体レベルにおける政策整備、事業推進を通じ、地震を中心とした災害にかかる被害軽減を図るためには、同局の中核人材による本研修への参加が不可欠である。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

中央アジアは、貧困、環境、水資源、防災、テロ・麻薬など、その解決には人間の安全保障の理念に基づいた地域的協力を必要とする課題を抱えている。2014年7月の「中央アジア+日本」対話・第5回外相会合において採択された共同声明において、農業、防災、アフガニスタン情勢を見据えた麻薬対策・国境管理等の分野での地域協力を促進することで一致している。

3. 計画概要

(1) 計画概要

参加国の防災分野における行政能力の強化、同地域内の防災担当機関間のネットワーク形成を促進することを目的として、参加者が、兵庫行動枠組の優先行動及び仙台防災枠組に沿って自国の現状と課題を分析した上で、本邦研修を通じて所属機関における防災体制の改善策を策定するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) 案件名：令和3年度日本NGO連携無償資金協力「ビジネスとコミュニティにおける災害時の官民連携による体制強化、および搜索救助の人材育成」
- (3) 参加者：スリランカ国軍関係者14名を含む計31名
- (4) 計画の要約：スリランカ国内でマルチアクターによる災害対応時のネットワークの機能を強化し、大規模な災害にも対応可能な持続的な基盤を首都コロombo及び地方部において強化することを目的としている。

2. 計画の背景と必要性

スリランカは、気候変動や自然災害に対する脆弱性を抱えており、モンスーンの影響やサイクロンによって洪水や土砂崩れ等大きな被害が頻発している。これらの自然災害は国民の日常生活のみならず経済的損失も甚大であり、民間セクターを含む地域社会全体で災害に備える必要性がますます高まっている。

本事業の目的は、同国内でマルチアクターによる災害対応時のネットワークの機能を強化し、大規模な災害への対応も可能な持続的な基盤を全国で強化することである。地方部においては特に緊急対応における人材育成、能力強化に未だ課題を抱えており、度重なる全国各地での大規模な災害に対してまだ十分に対応できる体制を整備するまでには至っていない。こうした課題に対処するため、本事業は、中央レベルにおいて政府と民間の連携を強化し、政府機関やより多くの民間企業、ボランティア団体、NGO、国連機関との質の高い連携の実現に加え、それらのネットワークを地方部でもさらに強化する。

また、我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針」では、「気候変動・防災対策のための政府の体制整備・強化に向けて、ハード・ソフトの両面で取り組みを支援する」としており、本事業はこれらの方針に合致し、実施の意義は大きく、政策上の必要性も高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本事業では、民間企業や学校等に対して防災教育・防災訓練ワークショップを実施し、災害に強いコミュニティづくりや、災害対策能力強化に向けたマルチアクターによる連携のための支援を実施する。

また、搜索救助の知識と技術を習得することを目的に、水難救助訓練を民軍合同で実施する。軍機関のレスキュー所属者（約14名）と企業やコミュニティの防災関係者、一般関係者等、民間セクター（約17名）が合同で訓練を実施することで、レスキュー人材の育成に加えて、より迅速で効果的な民軍連携による災害対応が可能となることが期待できる。本事業で実施する訓練は搜索救助に特化した災害時の

救援活動に資するものであり、災害時の捜索救助において重要な役割を担うスリランカ国軍関係者が参加することは事業の目的に沿ったものであり適当である。

なお、本事業は日本NGO連携無償資金協力として、一般社団法人アジアパシフィックアライアンス（A-PAD）が現地に設立した団体 A-PAD スリランカと協働して実施する。また、現地国防省、セイロン商工会議所と連携し活動を実施する。

（２） その他特記事項

本訓練の対象主体には、スリランカ国軍機関の陸軍、海軍、空軍、警察等に所属する軍籍保有者が含まれる。スリランカにおいては、救助活動に必要なヘリや各種資機材を所有する救助の専門家や民間の機関が存在せず、実際の災害現場における捜索救助は、軍、警察、企業、市民団体等が協力する必要がある。ついては、平時から幅広い人々がその知識や技術を習得し、必要な機材を適切に使えるように訓練しておくことは災害発生時に速やかな捜索救助を遂行する上で重要であるため、上記の軍籍保有者を本訓練の対象主体とする合理性は認められる。

また、本事業は、スリランカ国の防災分野における開発に資するものであり、軍関係者を含む官民パートナーシップ促進及び緊急対応の能力強化に取り組むことにより、災害被害の低減に資することを目的としている。本事業で行う訓練は、捜索救助に特化した災害時の救援活動であるため、非軍事目的といえる。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) 案件名：令和4年度日本NGO連携無償資金協力「ビジネスとコミュニティにおける災害時の官民連携による体制強化、および捜索救助の人材育成」
- (3) 参加者：スリランカ国軍関係者30名を含む計60名
- (4) 計画の要約：スリランカ国内でマルチアクターによる災害対応時のネットワークの機能を強化し、大規模な災害にも対応可能な持続的な基盤を首都コロombo及び地方部において強化することを目的としている。

2. 計画の背景と必要性

スリランカは、気候変動や自然災害に対する脆弱性を抱えており、モンスーンの影響やサイクロンによって洪水や土砂崩れ等大きな被害が頻発している。これらの自然災害は国民の日常生活のみならず経済的損失も甚大であり、民間セクターを含む地域社会全体で災害に備える必要性がますます高まっている。

本事業の目的は、同国内でマルチアクターによる災害対応時のネットワークの機能を強化し、大規模な災害への対応も可能な持続的な基盤を全国で強化することである。地方部においては特に緊急対応における人材育成、能力強化に未だ課題を抱えており、度重なる全国各地での大規模な災害に対してまだ十分に対応できる体制を整備するまでには至っていない。こうした課題に対処するため、本事業は、中央レベルにおいて政府と民間の連携を強化し、政府機関やより多くの民間企業、ボランティア団体、NGO、国連機関との質の高い連携の実現に加え、それらのネットワークを地方部でもさらに強化する。

また、我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針」では、「気候変動・防災対策のための政府の体制整備・強化に向けて、ハード・ソフトの両面で取り組みを支援する」としており、本事業はこれらの方針に合致し、実施の意義は大きく、政策上の必要性も高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本事業では、民間企業や学校等に対して防災教育・防災訓練ワークショップを実施し、災害に強いコミュニティづくりや、災害対策能力強化に向けたマルチアクターによる連携のための支援を実施する。

また、捜索救助の知識と技術を習得することを目的に、水難救助訓練を民軍合同で実施する。軍機関のレスキュー所属者（約30名）と企業やコミュニティの防災関係者、一般関係者等、民間セクター（約30名）が合同で訓練を実施することで、レスキュー人材の育成に加えて、より迅速で効果的な民軍連携による災害対応が可能となることが期待できる。本事業で実施する訓練は捜索救助に特化した災害時の

救援活動に資するものであり、災害時の捜索救助において重要な役割を担うスリランカ国軍関係者が参加することは事業の目的に沿ったものであり適当である。

なお、本事業は日本NGO連携無償資金協力として、一般社団法人アジアパシフィックアライアンス（A-PAD）が現地に設立した団体 A-PAD スリランカと協働して実施する。また、現地国防省、セイロン商工会議所と連携し活動を実施する。

（２） その他特記事項

本訓練の対象主体には、スリランカ国軍機関の陸軍、海軍、空軍、警察等に所属する軍籍保有者が含まれる。スリランカにおいては、救助活動に必要なヘリや各種資機材を所有する救助の専門家や民間の機関が存在せず、実際の災害現場における捜索救助は、軍、警察、企業、市民団体等が協力する必要がある。ついては、平時から幅広い人々がその知識や技術を習得し、必要な機材を適切に使えるように訓練しておくことは災害発生時に速やかな捜索救助を遂行する上で重要であるため、上記の軍籍保有者を本訓練の対象主体とする合理性は認められる。

また、本事業は、スリランカ国の防災分野における開発に資するものであり、軍関係者を含む官民パートナーシップ促進及び緊急対応の能力強化に取り組むことにより、災害被害の低減に資することを目的としている。本事業で行う訓練は、捜索救助に特化した災害時の救援活動であるため、非軍事目的といえる。

以上

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) 案件名：令和5年度日本NGO連携無償資金協力「ビジネスとコミュニティにおける災害時の官民連携による体制強化、および捜索救助の人材育成」
- (3) 参加者：スリランカ国軍関係者12名を含む計24名
- (4) 計画の要約：スリランカ国内でマルチアクターによる災害対応時のネットワークの機能を強化し、大規模な災害にも対応可能な持続的な基盤を首都コロombo及び地方部において強化することを目的としている。

2. 計画の背景と必要性

スリランカは、気候変動や自然災害に対する脆弱性を抱えており、モンスーンの影響やサイクロンによって洪水や土砂崩れ等大きな被害が頻発している。これらの自然災害は国民の日常生活のみならず経済的損失も甚大であり、民間セクターを含む地域社会全体で災害に備える必要性がますます高まっている。

本事業の目的は、同国内でマルチアクターによる災害対応時のネットワークの機能を強化し、大規模な災害への対応も可能な持続的な基盤を全国で強化することである。地方部においては特に緊急対応における人材育成、能力強化に未だ課題を抱えており、度重なる全国各地での大規模な災害に対してまだ十分に対応できる体制を整備するまでには至っていない。こうした課題に対処するため、本事業は、中央レベルにおいて政府と民間の連携を強化し、政府機関やより多くの民間企業、ボランティア団体、NGO、国連機関との質の高い連携の実現に加え、それらのネットワークを地方部でもさらに強化する。

また、我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針」では、「気候変動・防災対策のための政府の体制整備・強化に向けて、ハード・ソフトの両面で取り組みを支援する」としており、本事業はこれらの方針に合致し、実施の意義は大きく、政策上の必要性も高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本事業では、民間企業や学校等に対して防災教育・防災訓練ワークショップを実施し、災害に強いコミュニティづくりや、災害対策能力強化に向けたマルチアクターによる連携のための支援を実施する。

また、捜索救助の知識と技術を習得することを目的に、水難救助訓練を民軍合同で実施する。軍機関のレスキュー所属者（約12名）と企業やコミュニティの防災関係者、一般関係者等、民間セクター（約12名）が合同で訓練を実施することで、レスキュー人材の育成に加えて、より迅速で効果的な民軍連携による災害対応が可能となることが期待できる。本事業で実施する訓練は捜索救助に特化した災害時の

救援活動に資するものであり、災害時の捜索救助において重要な役割を担うスリランカ国軍関係者が参加することは事業の目的に沿ったものであり適当である。

なお、本事業は日本NGO連携無償資金協力として、一般社団法人アジアパシフィックアライアンス（A-PAD）が現地に設立した団体 A-PAD スリランカと協働して実施する。また、現地国防省、セイロン商工会議所と連携し活動を実施する。

（２） その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）
- (2) プロジェクトサイト：スリランカ沿岸部
- (3) 案件名：経済社会開発計画（油防除）
- (4) 計画の要約：スリランカ政府に対し、日本企業製品の油濁処理機材（展張船、オイルフェンス、油回収機等）を供与することにより、スリランカ沿岸部において海上油流出事故への対応能力の向上を図り、もって同国の経済社会開発に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

アジアと中東・アフリカを繋ぐシーレーン上の要衝に位置し、地域の連結性・経済関係強化において重要な役割を担っているスリランカは、我が国が「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）構想を進める上での重要なパートナーであり、同国の経済社会の発展と安定は同地域全体の平和と安定にとっても極めて重要である。

本計画は、油濁処理機材の供与を通じ海上交通の安全確保に資するものであり、島国である同国の海洋安全を通じた経済社会全体の発展に寄与するものである。本計画の実施は、我が国が対スリランカ国別開発協力方針の重点分野「質の高い成長の促進」で言及する「成長の基盤となるインフラ整備」への支援、「インド洋地域のハブとしての機能強化を含む域内連結性の強化」への支援及び FOIP 実現のため、海洋安全や海洋環境保全の向上を通じた、「自由で開かれた海洋秩序の構築・維持」への支援に該当し、他の重点分野に掲げる「脆弱性の軽減」における「事前の防災投資対策」にも合致する。

- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

スリランカはインド洋上の島国であり、1,340km に及ぶ海岸線と、2.1 万平方 km の領海、51.7 万平方 km の排他的経済水域（EEZ）を有し、海運、漁業、観光等の海洋に関連する産業が GDP の約5割を占める。また、同国は欧州とアジアを結ぶ国際基幹航路に面しており、毎日約 700~800 隻（2023 年時点）の船舶（漁船を除く）が同国の EEZ 内を通過しており、この船舶交通のうち 13%（2023 年時点）は燃料を輸送している大容量のタンカーである。さらに、数千隻の漁船もこの海域で操業しており、世界の他の海域に比べて、海上での油流出事故のリスクが高い。油の流出事故は海洋生態系等の環境に多大な影響を与えるだけでなく、同国の主要産業である観光業、漁業等への悪影響も想定されることから、迅速な対応が求められる。

油流出事故への対応能力強化に向け、我が国はこれまで「海上防災対策及び海洋環境保護能力強化アドバイザー」（2014-2016 年）や「油防除対応能力向上アドバイザー」（2018-2020 年）等を通じ、沿岸警備庁（Department of Coast guard Sri Lanka、

以下「SLCG」という。)に対し、内水・沿岸部での小規模油防除事案への対処に係る技術支援を続けてきた。また、無償資金協力「海上安全能力向上計画」(2016年6月EN署名)を通じ、SLCGへ2隻の巡視艇を供与した。さらに2022年5月からは「海洋災害対策及び海洋環境保全に係る油防除対応能力向上プロジェクト」において、SLCG内での油防除技術の継続的・自立的教育体制の確立に向けた支援を行っている。

一方、SLCGは油防除対策に特化した展張船を有しておらず、上記の無償資金協力で支援をした巡視艇2隻は事故多発地帯の西部及び南部にそれぞれ配備しているため、漁民の多い北部や東部では小規模な多目的船での対応とならざるを得ない状況である。2020年及び2021年と立て続けに300トン以上の油流出となった大型の海上火災が発生したほか、本年8月の段階で過去最大の8件(2021年)と並ぶ油流出事故が既に発生しているが、中には北西部や東部での事故が含まれており、同地域への展張船配備が喫緊の課題となっている。また、海上に流出した油は時間経過とともに処理が複雑・困難となることから、迅速に現場へ急行し、対応することが求められるため、西部、南部、東部及び北部に展張船を供与することにより、オイルフェンスの迅速な敷設を通じて油流出事故に即応し、被害の拡散防止及び海洋環境の保護が可能となる。

同国政府は、同国をアジアの物流センターとして発展させる計画を示し、今後も海上物流の成長を目指す一方で、去年の経済危機以降の物価上昇の影響等を受け、SLCGに油濁処理機材を十分に整備できない等、海洋安全や海洋環境保全の面での脆弱性を克服できていない。

かかる状況を踏まえ、同国政府のテナコーン国防担当国務大臣から我が国に対し、油防除対策の一環として展張船を含む油濁処理機材について要請があった。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

スリランカ政府に対し、日本企業製品の油濁処理機材の機材(展張船、オイルフェンス、油回収機等)を供与することにより、同国沿岸部において海上油流出事故への対応能力の強化により海上交通の安全確保を図り、もって同国の持続的な経済社会開発に寄与するもの。

② 期待される開発効果

本計画を通じ、日本製の展張船、オイルフェンス、油回収機等を供与することにより、同国沿岸部での海上油流出事故への対処能力が向上する。また、油流出事故への迅速な対応により、漁業環境及び生態系への悪影響が軽減される。

③ 計画実施機関：SLCG

④ 維持管理体制：SLCGが全機材を使用・維持管理する。

(2) その他特記事項

ア SLCG は国防省傘下であるが、沿岸警備庁法上「海洋環境保全」、「海洋汚染等の防止及び管理」、「海洋生物種の保全」等を任務とする、組織上、法執行のための文民組織であること、軍事的な活動や訓練を行うことが認められていないこと（同法第 10 条）及び軍事機関の指揮命令系統から独立した機関であること（同法第 2 条。同法第 2 条第 1 項で沿岸警備庁は沿岸警備庁長官の指揮下にある旨規定）から、油濁処理機材が軍事的用途に用いられることはない。

本計画は、スリランカ沿岸部において海上油流出事故への対応能力の強化を図るものであり、軍事目的ではなく民生目的のものである。また、供与機材の内容も、上記の民生目的に合致したものであり、軍事能力の向上に貢献することはおよそ想定されない。

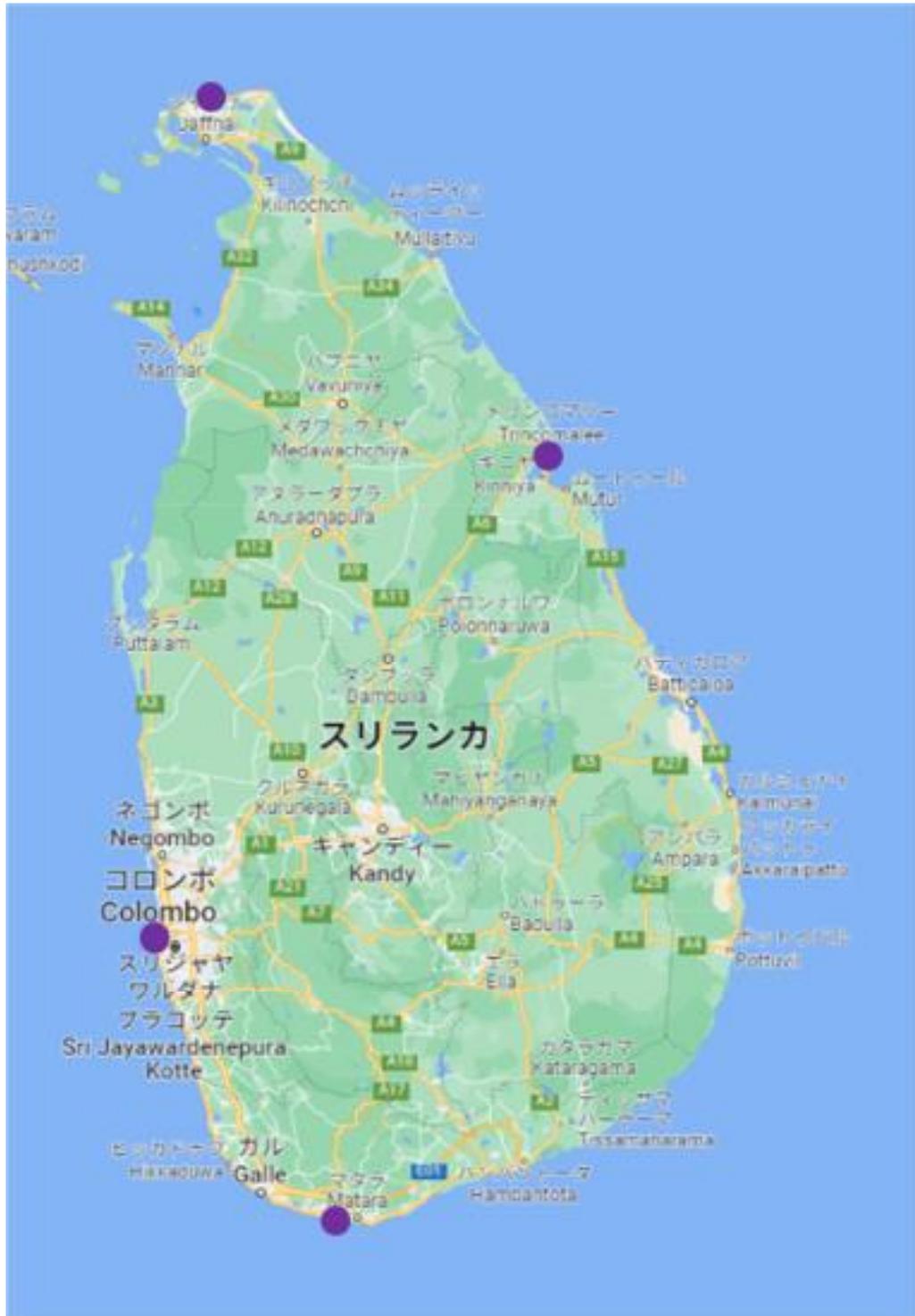
なお、本計画で調達される機材が軍事目的に利用されないことを担保するために、交換公文において、「適正な使用の確保」及び「軍事目的の使用禁止」を明記する。

イ 同国の所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の適否について精査が必要である。同国の所得は相対的に高いものの、昨年を経済危機もあり、IMF 支援を受け経済回復を目指してきたが、IMF 支援に係る理事会承認は当初の想定時期から遅延し本年 3 月末に得られた。そのような状況下、海上事故全般が増加傾向にあり（2023 年 8 月時点で油流出を伴う海上事故数が過去の年間最多記録を更新している。）、今後更に増加が危惧される油流出事故への対応は十分になされておらず、海洋環境保全に直結する油濁処理機材等の整備が喫緊の課題となっている（「地球規模課題への対応」）。また、FOIP 実現のため、海洋安全や海洋環境保全の向上を通じた、「自由で開かれた海洋秩序の構築・維持」への支援に該当すること、これまで我が国が断続的に実施してきた技術支援との相乗効果が見込まれることから（「外交的観点」）、本計画については、無償資金協力で実施することが妥当である。

以 上

[別添資料] スリランカ民主社会主義共和国「経済社会開発計画」（油防除）地図

[別添資料] スリランカ民主社会主義共和国「経済社会開発計画」(油防除) 地図



油濁処理機材配備先

出典：Google Maps (地図データ©2023 INEGI、Google) より外務省作成

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン、マレーシア、スリランカ、バングラデシュ
- (2) 案件名：令和5年度（2023年度）課題別研修「海上保安政策プログラム」
- (3) 参加者：フィリピン沿岸警備隊職員2名、マレーシア海上法令執行庁職員1名、スリランカ沿岸警備庁職員2名、バングラデシュ沿岸警備隊職員1名を含む計8名
- (4) 計画の要約：
アジア地域の海洋をめぐる国際秩序の維持・発展に寄与することを目的に、海上保安の実務と理論に係る高度な教育を行うもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

【フィリピン】

フィリピン沿岸警備隊は海上安全、海上法執行、海難救助及び海洋環境保全を担う機関であり、平時は運輸省に属する。有事には国防省傘下に入るものの軍事的活動を実施することは想定されない上、国内唯一の海上保安機関である。よって、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

【マレーシア】

マレーシア海上法令執行庁は、内務省傘下の文民機関であり、マレーシア領海の海上における法と秩序の維持、捜索、救助などを主な業務としている。有事の際には、軍又は国防省傘下に入るものの、同状況下における任務は、非軍事目的の任務に限られ、軍の作成立案などといった軍事行動に直接関わることは想定されていない。また、同庁は、マレーシア国内唯一の海上保安機関である。よって、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

【スリランカ】

スリランカ沿岸警備庁は、1998年に漁業水産資源省傘下の組織として発足し、2015年の再編で国防省の傘下となった組織である。同庁は、沿岸警備庁長官（海軍出身）の指揮下にある、軍事的な活動や訓練を行わない法執行のための組織であり、その任務は違法漁業、不法取引、海賊、テロ等の取締りや海難救助、海洋環境保全等となっている。同庁は、同国海上保安政策を所掌する唯一の機関であることから、同組織からの参加は本研修の目的に合致するものである。

【バングラデシュ】

バングラデシュ沿岸警備隊は、海賊対策、密輸取締り等海上治安の維持、環境資源の保護、災害救援、海難救助等を所掌している。海上保安の任にあたる文民組織であり、同組織からの参加は本研修の目的に合致するものである。

- (2) 当該地域における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
アジア地域は、世界でも有数の複層航路であるマラッカ・シンガポール海峡やイ

ンド洋を擁し、エネルギー資源、食料、製品等の海上物流にとって極めて重要な地域となっている。また、アジア諸国は近年の経済成長が目覚ましく、アジア地域において海上輸送が円滑に行われることは、当該国、地域のみならず世界経済にとって大変重要である。この海上輸送交通路の安定を図るためには、沿岸国が、海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等の様々な課題に主体的に取り組むことが必要である。

3. 計画概要

(1) 計画概要

シーレーンの安定を図る為には、海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等の様々な課題に沿岸国が主体的に取り組むことが必要である。海洋をめぐる国際秩序の維持・発展には、法の支配に基づいた国際的な共通認識の形成が必要であり、本研修は、日本が培ってきた技術・ノウハウを基に、海上保安の実務と理論について高度な教育を行う。また、日本及びアジア地域各国の海上保安関連機関において強固で持続性のあるネットワークが構築されることにより、参加機関による域内の連携が一層促進され、これにより法の支配に基づく国際的海洋秩序の維持及び発展につながることを期待される。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：セネガル
- (2) 案件名：令和5年度（2023年度）課題別研修「アフリカ仏語圏地域 女性と子どもの健康改善」
- (3) 参加者：セネガル保健・社会活動省職員1名（軍籍保持者）を含む計8名
- (4) 計画の要約：

本研修は、アフリカ地域各国の中央又は地方政府において、ケアサービスの質を改善する日本の保健施策と医療施設における具体例等を学び、参加者が活動する行政区域における女性と子どもの健康改善のための取り組みの向上を目指すもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

セネガルのジガンシオール州は、同国で実施中の技術協力プロジェクト「母子保健サービス改善プロジェクトフェーズ3」の直接介入州であり、本研修参加者が代表を務める州医務局に対する「妊産婦・新生児が尊重されたケア」普及のための能力強化が行われている。同プロジェクトは2024年10月に終了予定だが、州医務局が中心となって「妊産婦・新生児が尊重されたケア」を展開し、医療従事者への研修等を実施していくため、同プロジェクト終了後も更なる支援が求められている。

本研修は、参加者が活動する行政区域における女性と子どもの健康改善のための取り組みを促進するためのものであり、本研修で得られる知識やノウハウは、当該地域の妊産婦死亡率、新生児死亡率等の母子保健指標改善のための活動等、民生目的で使用される。したがって、同州医務局からの参加は本研修の目的に合致するものである。なお、セネガル保健・社会活動省は、いわゆる軍事活動を行う組織ではなく、軍籍を有する当該職員が軍の作成立案等の軍事行動に直接関わることは想定されていない。

- (2) 当該国における母子保健セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

対セネガル共和国国別開発協力方針では、重点分野として、①産業開発の基盤整備、②格差是正、レジリエンス強化があり、②の中で、教育・保健の社会サービスに焦点を当て、経済開発により生じ得る格差の是正に努め、貧困層や脆弱な状況にある人々のレジリエンスを強化する事業を展開している。保健医療分野では、UHC達成に向けた取組を推進するために、母子保健、ガバナンス、保健人材開発、非感染性疾患、医療保障制度整備に対する支援を軸とした協力を実施しており、本計画は当該協力に貢献するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

日本の女性と子どもの健康に関する歴史、政策、制度の紹介、参加各国の女性と

子どもの健康に係る課題の分析・発表や参加者間での共有、現場視察、自国の現状に応じた実施可能な活動案の検討を行う。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：タイ
- (2) 案件名：課題別研修「国家基準点管理の効率化と利活用」
- (3) 参加者：タイ王立測量局職員1名（軍籍保持者）を含む計6名
- (4) 計画の要約：

地理空間情報の整備・活用に不可欠な国家基準点網整備に貢献できる人材の育成を目的とし、衛星測位の方法習得、日本における全球測位衛星システム（Global Navigation Satellite System、以下「GNSS」）連続観測システム（測位衛星を使った測量のための基準点網）の利活用状況の理解を通じ、各国の状況にあった国家基準点の管理や活用に関する業務改善が行えるようにするもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修は、国土交通省国土地理院の協力を得て、途上国の国家測量・地図作成機関の職員を対象に、自国の状況に適した国家基準点管理の在り方を学ぶとともに、その利活用にかかる業務改善策を策定し、自国の国家基準点網整備に貢献できる人材の育成を目的として実施するものであり、本研修コースに参加することで得られる知見は、国家開発及び防災等に必要不可欠な基盤情報である。

タイ王立測量局はタイ王国軍傘下の組織であるが、同国において、地理空間情報関連行政を担う唯一の国家測量地図作成機関であることから本研修への参加機関として適切であり、同測量局の従事者の育成がタイ国における国家基準点管理に係る業務改善のために必要不可欠である。また、同組織はタイ王国軍傘下ではあるものの、軍事活動を行う組織ではなく、軍の作戦立案等といった軍事行動に直接関わることは想定されないことから、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

- (2) 当該国における都市開発・地域開発セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

我が国のタイに対する援助は、戦略的パートナーシップに基づく双方の利益増進及び地域発展への貢献の推進を基本方針とし、①持続的な経済の発展と成熟する社会への対応、②ASEAN 地域共通課題への対応、③ASEAN 域外諸国への第三国支援を重点分野としている。本研修は、①の一環として、タイが持続的に社会・経済を発展させていくための支援の観点から重要と言える。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

近年、測位衛星を活用する測量機器の普及によって、国家基準点として GNSS による連続観測システムの導入が世界各国で進んでいるが、多くの開発途上国では、正確な位置の基準を与えるべき国家基準点が維持管理されていないことや、そもそもの国家基準点の数が不足していることが原因で、様々な地理空間情報の利活用に関わる問題が存在す

る。

本研修は、そうした現状を受けて、20年近いGNSSシステムの運用経験を持つ国土交通省国土地理院の協力を得て、途上国の国家測量・地図作成機関の職員を対象とし、自国の状況に適した国家基準点管理の在り方を学ぶとともに、その利活用にかかる業務改善計画（アクションプラン）を策定し、自国の国家基準点網整備に貢献できる人材の育成を目的として、実施するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：タイ、バングラデシュ
- (2) 案件名：令和5年度（2023年度）課題別研修「国家測量事業計画・管理」
- (3) 参加者：王立タイ測量局職員1名（軍籍保持者）、バングラデシュ測量局職員（軍籍非保持者）1名を含む計14名
- (4) 計画の要約：

国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核的人材を養成することを目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

【タイ】

測量に係る分野において、日本政府は、2017年6月にタイ王国との間で「電子基準点網の整備に関する協力覚書」を締結しており、同覚書に基づき、JICAは2020年より技術協力プロジェクト「電子基準点に係る国家データセンター能力強化及び利活用促進プロジェクト」を実施するなど、測量を担う機関である王立タイ測量局との協力関係を構築している。本研修を通して同組織の能力向上を図ることは同国における本分野での協力において大きな意義がある。

タイ王立測量局はタイ王国軍傘下の組織であるが、同国において、地理空間情報関連行政を担う唯一の国家測量地図作成機関であることから本研修への参加機関として適切であり、同測量局の従事者の育成がタイ国における国家基準点管理に係る業務改善のために必要不可欠である。また、同組織はタイ王国軍傘下ではあるものの、軍事活動を行う組織ではなく、軍の作戦立案等といった軍事行動に直接関わることは想定されないことから、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

【バングラデシュ】

バングラデシュ測量局（SOB）はバングラデシュ国防省傘下の組織であるが、SOBは同国において、地理空間情報関連行政を担う唯一の国家測量地図作成機関であり、本研修の対象機関とすることの必要性及び合理性が認められる。同組織はいわゆる軍事活動を行う組織ではなく、軍の作戦立案等といった軍事行動に直接関わることは想定されない。本研修を通して同組織の能力向上を図ることは同国における本分野での協力において大きな意義がある。

- (2) 当該国における都市開発・地域開発セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

【タイ】

我が国のタイに対する援助は、戦略的パートナーシップに基づく双方の利益増進及び地域発展への貢献の推進を基本方針とし、①持続的な経済の発展と成熟する社会へ

の対応、②ASEAN 地域共通課題への対応、③ASEAN 域外諸国への第三国支援を重点分野としている。本研修は、①の一環として、タイが持続的に社会・経済を発展させていくための支援の観点から重要と言える。

【バングラデシュ】

バングラデシュでは、国土の開発・保全、災害管理等に必要な地形図の整備が課題となっており、我が国は、1990年代から、バングラデシュにおいて地理空間情報関連行政を担う唯一の機関である SOB に対し、測地基準点網の整備、印刷装置の導入、地図情報の整備など、地理空間情報整備にかかる協力を継続して実施してきた。これまで導入されてきた技術の定着や、正確な地理空間情報の整備・更新、今後の地形図の利活用促進や関連する法制度の整備のためには SOB の更なる組織強化が必要とされている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

地理空間情報は国家開発及び防災等に必要不可欠な基盤情報であるという事実を踏まえ、開発途上の各国において、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核的人材を養成することを目的として実施するもの。具体的には、測量行政の制度・課題、測量事業計画・管理のためのマネジメント手法、基準点測量、地理情報システム等に関する講義、実習、視察、討論を通じ、参加者の地図行政における政策形成と業務改善を実施する能力向上を目指す。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：タイ王国（以下、タイという。）、ASEAN 地域
- (2) 案件名：ASEAN 災害保健医療管理に係る地域能力強化プロジェクト（The Phase 2 Project for Strengthening the ASEAN Regional Capacity on Disaster Health Management (ARCH2)）
- (3) 協力対象機関：National Burns Hospital（ベトナム国防省傘下の Military Medical University 傘下の病院）
- (4) 計画の要約：ASEAN 地域、及び同地域での災害医療分野をリードするタイ国において、「ASEAN 災害保健医療管理に係る ASEAN 首脳宣言（ALD）を実施するための行動計画」（POA）の円滑な実行を支援することにより、ASEAN 地域の災害保健医療管理に係る能力の強化を図り、もって ASEAN の災害に強い保健医療システムの確立に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

ASEAN 地域、及び同地域での災害医療分野をリードするタイ国において、POA の円滑な実行を支援することにより、ASEAN 地域の災害保健医療管理に係る能力の強化を図り、もって ASEAN の災害に強い保健医療システムの確立に寄与するもの。POA には ASEAN 加盟国間で共同研究を実施することが明記されており、共同研究を実施することで、ASEAN 地域の災害保健医療管理に係る知識共創が強化され、災害保健医療管理に係る ASEAN 地域の能力が強化される。

- (2) ASEAN 地域における災害医療分野の現状・課題及び本計画の位置付け

東南アジアは自然災害が頻発し、他地域に比べてもその被害規模の大きい地域である。2004年にインドネシアのスマトラ沖で発生した巨大地震と未曾有の被害を契機に、東南アジア諸国連合（ASEAN）は、域内の防災及び災害対応強化のため、地域を挙げた取り組みを開始した。2005年に「ASEAN 防災・緊急対応協定」が合意され、2011年には ASEAN 防災人道支援調整センターが設立された。さらに、2013年に「防災協力強化にかかる ASEAN 宣言」、2016年に ASEAN 宣言「One ASEAN, One Response : ASEAN Responding to Disasters as One」が採択されるなど、効果的な災害対応に向けた域内連携を強化している。中でも災害医療に関しては、ASEAN 保健開発アジェンダの優先課題の一つとして掲げられている。

我が国は、自然災害多発国として、災害に対する数多くの経験があり、災害医療に関しても、国内災害派遣医療チーム（DMAT）の体制を確立しているほか、国際緊急援助隊（JDR）医療チームの海外派遣実績も多数あり、こうした災害医療の経験や知見への期待から要請を受けて 2016年7月から前フェーズに当たる技術協力

「ASEAN 災害医療連携強化プロジェクト¹」（以下、「ARCH」という。）において POA の策定を支援している。本計画は、2021 年 12 月に終了した ARCH の後継となる技術協力である。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本計画は、ASEAN 地域、及び同地域での災害医療分野をリードするタイ国において、「ASEAN 災害保健医療管理に係る ASEAN 首脳宣言（ALD）を実施するための行動計画」（POA）の円滑な実行を支援することにより、ASEAN 地域の災害保健医療管理に係る能力の強化を図り、もって ASEAN の災害に強い保健医療システムの確立に寄与することを目的とする。本計画の活動の一環として、ベトナムの National Burns Hospital をリード研究機関とした、災害時に他国に派遣を行う緊急医療チームが使用する資機材・医薬品の標準化に関する ASEAN 域内の共同研究に協力する。

(2) その他特記事項

本件協力対象に含まれる National Burns Hospital はベトナム国防省傘下の Military Medical University 傘下の病院である。災害医療に関する実務経験とアカデミックな研究能力が不可欠である本計画において、共同研究の提案者でありリード機関となる同病院との協力は必要不可欠であり、本プロジェクトへの参加対象機関とすることの合理性は認められる。また、本共同研究の成果は、災害時に派遣される緊急医療チームの対応能力の強化等に活用され、民生効果が期待され、研究内容は災害保健医療に係る能力強化、具体的には、ASEAN が派遣する緊急医療チームが使用する資機材・医療品の標準化に関するものであり、軍事利用されることは想定されない。

以 上

¹ ARCH の一環として 2017 年に実施した国別研修に関しては、タイの軍籍保有者の参加について報告済みである。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000324072.pdf>

1. 基本情報

- (1) 国名：タジキスタン
- (2) 案件名：令和5年度（2023年度）課題別研修「コミュニティ防災」
- (3) 参加者：タジキスタン非常事態・市民防衛委員会職員1名（軍籍保持者）を含む計9名
- (4) 計画の要約：
自然災害に対する防災の重要性及び自助・共助・公助の必要性を理解し、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法を習得するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修では、阪神・淡路大震災を教訓に設立された神戸市における防災福祉コミュニティを中心に、我が国における市民や学校、NPO等が行う防災活動事例を紹介することを通じ、自然災害に対する防災の重要性及び自助・共助の必要性を理解し、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法を習得する。

タジキスタン共和国非常事態・市民防衛委員会は、タジキスタン共和国における防災・発災対応機関という位置づけで自然災害及び人災から人々や領土を守るための政策・活動を実施している。同国に発生する地震・洪水・地すべり等の災害リスク軽減を図るためには、同委員会の中核人材の本研修への参加を通じた中央政府及び自治体レベルにおける政策整備、コミュニティベースでの防災の推進が不可欠である。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

中央アジアは、貧困、環境、水資源、防災、テロ・麻薬など、その解決には人間の安全保障の理念に基づいた地域的協力を必要とする課題を抱えている。2014年7月の「中央アジア+日本」対話・第5回外相会合において採択された共同声明において、農業、防災、アフガニスタン情勢を見据えた麻薬対策・国境管理等の分野での地域協力を促進することで一致している。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

1995年に発生した阪神・淡路大震災を教訓に設立された神戸市の防災福祉コミュニティを中心に、我が国における市民や学校、NPO等が行う防災活動事例を紹介し、中央政府・地方政府の中核的職員が、自然災害における防災の重要性及び自助・共助・公助の必要性を理解し、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法を習得する。

- (2) その他特記事項

タジキスタン共和国非常事態・市民防衛委員会は同国の国防省の傘下ではないが、

緊急災害対応・民間防衛を担当する機関として特定の部署に軍籍を有する者を含む。ただし、本研修参加者の防災担当・政策担当部署に軍事業務は含まれない。また、本研修で得られる知識は、タジキスタン国内の防災・減災推進を目的にするものに限られるので、本研修内容が軍事転用されることは想定されない。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）
- (2) 案件名： 対バングラデシュ技術協力プロジェクト「看護サービス人材育成プロジェクトフェーズ2」
- (3) 参加者：

本案件で実施された第1回本邦研修に、軍には帰属していない大学病院の病院長で、同国の保健家族福祉省に所属（出向）している軍医1名が参加した。

- (4) 計画の要約：

バングラデシュでは、長期間に渡る看護師不足が問題となっており、看護師の人材確保及び看護教育の質の向上が重要課題の一つとされている。本案件では、看護教育の質の向上のために、学生臨地実習の体制強化を実施している。その一貫として、看護学生の臨地実習先の医科大学病院の院長らが、本研修に参加し、日本における看護行政・看護教育関係機関からの講義や視察を通じ、同国の看護人材育成及び看護教育の質の向上に向けた活動を促進できるようになることを目的とした。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本事業は、バングラデシュ政府の重視する看護師の人材確保の課題に対し、看護教育の質の向上を支援するものである。本計画では、看護教育の質向上において重要な臨地実習の体制強化を行うことを目的に、世界的にも質の高い日本の看護人材育成及び看護教育について、本邦で学ぶ貴重な機会であり、二国間関係の一層の強化に資するため、外交的意義は高い。

- (2) 当該国における保健セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

バングラデシュでは、長期間に渡る保健人材不足、とりわけ看護師不足が問題となっている。世界保健機関（WHO）によると、看護師/助産師の数は人口10,000人当たり6.1人（2021年）、WHOが求める人口10,000人当たり15人という水準から大きく乖離しており、看護人材の充足及び質の確保が急務となっている。

バングラデシュ政府は、国家開発計画である「第8次5ヶ年計画」（2020年7月～2025年6月）のほか、「第4次保健・人口・栄養セクター開発プログラム」（2017年1月～2024年6月）（以下、「4th HPNSP」という。）を策定し、包括的な保健システムの強化、保健医療サービスの質の強化などを通じた、2030年までのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けて取り組んでいる。4th HPNSPにおいては、看護教育及びサービスに特化した事業計画が組まれており、看護人材の増員及び看護サービスの質の改善が重要課題の一つとされている。同国政府は2009年に看護職増員を公約に掲げ、看護師不足解消に取り組み、看護師及び助産師数は人口10,000人当たり1.7人（2009年）から6.1人（2021年）に増加した。さらに、2023年も2,500人の看護師採用計画を発表するなど看護師数の拡充を図ってきた。

一方で、看護サービスの質の改善のため、2008年の看護教育制度の改正では4年制学士課程を導入した結果、2016年に16校だった公立看護大学は、2022年には42校と2倍以上へ急増しており、看護学士教育の質の担保も急務となっている。そのため、本案件では①看護行政の能力強化、②公立看護大学における看護教育の質の向上及び③学生臨地実習の体制強化を3つの柱として事業を実施している。

本案件が目指すバングラデシュ国の看護教育の質の向上に向け、病院内の臨地実習体制強化が重要な成果の1つである。臨地実習については、実習先となる病院の看護部の巻き込みだけでなく、看護部を含めた病院全体を統括する病院長の理解とコミットメント、院内の臨地実習体制整備が不可欠である。今回の本邦研修では、日本の大学附属病院での院内における臨地実習のシステムや実践を学ぶ研修が含まれていた。対象連携病院の臨地実習の体制強化のためには、当該病院長の参加が研修の成果発現に重要であった。

3. 計画概要

(1) 計画概要

バングラデシュでは、長期間に渡る看護師不足が問題となっており、看護師の人材確保及び看護教育の質の向上が重要課題の一つとされている。

本案件では、看護教育の質の向上のために、①看護行政の能力強化、②公立看護大学における看護教育の質の向上及び③学生臨地実習の体制強化を3つの柱として事業を実施している。③学生臨地実習の体制強化のために、2023年11月下旬～12月上旬にかけて、本邦研修を実施した。参加者は看護・助産サービス総局や対象看護大学と病院等から13名が参加した。研修期間中は厚生労働省、日本看護学教育評価機構、日本の看護大学と附属病院などを訪問し、講義、視察、ディスカッションを通じ、各参加者が日本の取組を学んで各々の機関に持ち帰り、同国の看護人材育成及び看護教育の質の向上に向けた活動促進を目的とした。

(2) その他特記事項

当該病院は、民生目的の国立病院であり、軍には帰属していない。本邦研修に参加した病院長は、軍医であるが、現在は同国の保健家族福祉省に所属（出向）している。本邦研修に、看護学生の臨地実習先の医科大学病院の院長が参加することを通じ、同病院の病院内の臨地実習体制強化に資することが期待される民生目的であり、軍事利用の可能性はない。

以 上

案件概要書

2024年6月25日

1. 基本情報

- (1) 国名：フィジー、マレーシア
- (2) 案件名：令和5年度（2023年度）課題別研修「海図作成技術－航行安全・防災のために－（国際認定資格B級）」
- (3) 参加者：フィジー水路局職員1名（軍籍保持者）、マレーシア国立水路センター職員1名（軍籍保持者）が参加。
- (4) 計画の要約：水路測量又は海図作成を担う各国政府及び政府関係機関に在籍する技術者を対象とし、海図作成及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的とするもの。研修修了者は、国際的な基準である水路測量国際B級認定技術者と認定される。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

海図は海上交通の安全を確保し海上貿易を成長させるために重要な社会基盤であるのみならず、津波や油流出等の大規模災害などに係る防災や海洋の環境保全の施策立案にも不可欠である。本研修を通じて海図作製、海洋情報の収集・活用に関する知識・技術を習得することで、海上の安全性向上、自律的な警備救難活動、違法行為や環境汚染への対応強化等の成果が期待できる。

【フィジー】

フィジー水路局は、EEZ 海域の監視、調査等を所掌しているフィジー海軍の管轄下の組織であるが、同国のフィジーの領海及び排他的経済水域における水路測量調査を一元的に実施していることから、当該職員が本件研修への参加により得た知識・技術は、帰国後、右調査等への従事を通じて航行安全の確保に寄与することが期待される。本研修で得られるのは海図作成にかかる知見に限られ、本研修内容が、軍事転用される可能性は想定されないことから、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

【マレーシア】

マレーシア国立水路センターは国防省（海軍）の管轄にあるが、マレーシアで唯一水路測量調査を実施することが許可された組織である。また、参加候補者は水路測量を行う専門の職員であり軍事関係の業務に従事しないことから、本研修の対象者とすることの合理性は認められる。

- (2) 当該国における海上交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

【フィジー】

島嶼国であるフィジーにとって海洋は様々な経済活動の場であり、自由で開かれた持続可能な海洋の維持・保全、および海洋における連結性の強化は、その経済発

展にとっても不可欠である。一方、同国近海で外国漁船による領海侵入や違法操業が相次いでいるほか、沿岸域においても過剰な漁業活動により資源の減少が深刻な問題となっている。また連結性確保のため重要な海事分野においても、関連インフラの老朽化および海上交通の安全性の確保が課題となっている。本件は、同国での海上の安全性向上、自律的な警備救難活動、違法行為や環境汚染への対応強化等に資するものである。

【マレーシア】

海洋は様々な経済活動の場であり、自由で開かれた持続可能な海洋の維持・保全、および海洋における連結性の強化は、その経済発展にとっても不可欠である。一方、マレーシア海域においては、海賊及び船舶に対する武装強盗事件が急増・凶悪化した時期があり、その後も海上交通の安全性の確保が引き続き重大な課題となっている。本件は、同国での海上の安全性向上、自律的な警備救難活動、違法行為や環境汚染への対応強化等に資するものである。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本研修は、人材不足が一因で海図整備が未だ不十分である開発途上国において、海図作成及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的として、実施するもの。海図作成に必要な理論的基盤や、海図作成の実務海図データの利活用に関する講義や、港湾での船上実習等を経て、海図作成技術を習得することで、水路測量国際認定B級を取得することができる。また、本コースは運輸交通グローバルアジェンダに位置付けられ、海上の安全性向上や途上国の自律的な警備救難活動、違法行為や環境汚染に適応できる能力強化に資する「海上保安能力強化」クラスターの一部を成すプログラムである。

(2) その他特記事項

特になし

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン共和国（以下、フィリピンという。）
- (2) 案件名：令和5年度国別研修「逮捕術研修（フィリピン沿岸警備隊向け海上保安分野国別研修）」
- (3) 参加者：フィリピン沿岸警備隊職員2名が参加。
- (4) 計画の要約：海上法執行に係る逮捕技術等に関する知識及び技能並びに同技術の指導方法の習得を目的に実施されるもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本計画は海上保安分野の協力であり、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に資するとともに、SDGs ゴール 9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」及びゴール 16「平和と公正の実現」に貢献するものである。また、対フィリピン国別開発協力方針の重点分野は、①持続的経済成長のための基盤の強化、②包摂的で強靱な成長のための人間の安全保障の確保、③ミンダナオにおける平和・安定と開発・発展の促進であり、本計画は②の一環として実施するものである。

フィリピン沿岸警備隊は海上安全、海上法執行、海難救助及び海洋環境保全を担う機関であり、平時は運輸省に属する。有事には国防省傘下に入るものの軍事的活動を実施することは想定されない上、国内唯一の海上保安機関である。よって、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

- (2) 当該国における沿岸警備セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

フィリピンは、世界第5位の長さの海岸線（約3.5万km）と7千以上の島々を有する島嶼国家である。海上旅客・貨物の増加、老朽化した船舶や過積載船舶等の不適切な船舶運用による海難事故や自然災害への対応に加え、密輸や密漁、武器の違法所持、テロ等の海上犯罪のリスクは依然として高く、フィリピン沿岸警備隊の役割の重要性が一層増している。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

本計画は、海上保安に係る指導官等を対象とし、海上法執行に係る逮捕技術等に関する知識及び技能並びに同技術の指導方法の習得を目的に実施されるものである。本研修を通じて習得される逮捕術やそれを指導する技術が教育訓練や現場の活動に反映され、フィリピンの海上保安実務能力が大きく向上することが期待される。

- (2) その他特記事項

特になし。

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン共和国（以下、フィリピンという。）
- (2) 案件名：令和5年度国別研修「産業人材育成およびバリューチェーン強化を通じた産業競争力向上プロジェクト」（開発計画調査型技術協力の一貫として実施）
- (3) 参加者：貿易産業省産業開発グループ、貿易産業省投資委員会、労働雇用省労働関係局、高等教育委員会、技術教育技能開発庁、経済特区庁
（内、フィリピン経済特区庁職員1名（軍籍保持者）が参加。）
- (4) 計画の要約：外国企業との連携を通じた産業人材育成及びサプライ・バリューチェーン強化のためのパイロットプロジェクトの実施を通じて有効なモデルの構築を図り、もって産業人材育成及びサプライ・バリューチェーンの強化に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

フィリピンでは、度重なる政変や電力・道路・港湾などのインフラ整備の遅れもあり、1980年代以降、外資導入による輸出志向型工業化を通じて製造業を強化してきたASEAN諸国に比べ、製造業発展において遅れをとったが、2010年ベニグノ・アキノ大統領就任後は、製造業の強化や海外直接投資(FDI)の受入を積極的に進め、製造業セクターの成長率は微増傾向にある。一方で、過去の政策において外国投資を地場産業に連関させる施策がとられてこなかったことや、財閥企業の投資が製造業以外に向かう傾向があったこと、中小企業の資金アクセスが制約されていることなどから他の先進ASEAN諸国と比較しても裾野産業が十分育っていないとされる。

このような背景から、フィリピン政府は国内産業の競争力を高め、地域経済統合のメリットを活かし、地場産業への影響を軽減するために「総合国家産業戦略」、「製造業復興プログラム」及び「産業ロードマッププログラム」など各種の産業政策を打ち出している。これらの政策では、国際分業体制が進む世界経済において、フィリピンがサプライ・バリューチェーンへ参画していくことが産業競争力強化のための課題であるとしている。

また、産業人材育成の観点からは、フィリピンは生産年齢人口比率が高いことから、労働力が経済成長を後押しする人口ボーナス期が当面続くことが予測されているが、一方で失業率は近隣諸国に比して高く、生産年齢人口の増加に雇用の創出が追い付いていない。失業者の半数を占める若年層では、中等・高等教育過程を修了しても就業機会の確保まで数年を要するケースが多く、職業技能・技術と産業界のニーズとのミスマッチが生じていると考えられる。また、現地に進出している日系企業からも、職業訓練機関や高等教育機関等における教育の質を問題視する企業が少なくなく、より産業界のニーズに応える職能や教育訓練の提供が必要とされてい

る。本計画はこうしたフィリピンの課題解決に貢献するものである。

(2) 当該国における民間セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

本プロジェクトは2012年度に策定された我が国の国別援助方針の「投資促進を通じた持続的経済成長」に位置づけられ、右援助方針に基づくJICAの「投資環境整備プログラム」に該当する。加えて、2015年11月の日・ASEAN首脳会議において日本政府は「産業人材育成協カイニシアティブ」を発表、①実践的技術力、②設計・開発力、③イノベーション力、④経営・企画・管理力のある人材の育成を実施していくこととしている。また、2016年10月には世耕経済産業大臣とロペス貿易産業大臣の間で「日比産業協カイニシアティブ」が出され、人材育成を含む二国間の産業協力を促進することを合意しており、本プロジェクトもこれらのイニシアティブに合致するものである。

3. 計画概要

(1) 計画概要

開発計画調査型技術協力「産業人材育成およびバリューチェーン強化を通じた産業競争力向上プロジェクト」は、外国企業との連携を通じた産業人材育成及びサプライ・バリューチェーン強化のためのパイロットプロジェクトの実施を通じて有効なモデルの構築を図り、もって産業人材育成及びサプライ・バリューチェーンの強化に寄与するものである。本計画の一環として実施する国別研修は、日本とフィリピンにおけるビジネスマッチングの促進を通じた健全な経済活動への貢献が期待されるものであり、日本の公的機関や日本企業との連携強化を図るとともに、日本のビジネス促進機関が保有するビジネスプラットフォームについて学ぶことで、今後の連携方策を模索・協議していくことを目的としている。

(2) その他特記事項

研修への参加を予定しているフィリピン経済特区庁職員1名（軍籍保持者）は、予備役であり、軍が災害援助等のため招集をかけた時のみ応じることとなっているものの、軍事的な活動は担っておらず、支援物資の運搬及び詰替え並びに民間企業への募金活動等を担うことになることから、本研修の対象者として合理性は認められる。また、本研修で得られる知識は、ビジネスに係る知見に限られ、本研修内容が軍事転用されることは想定されない。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン
- (2) 案件名：課題別研修「国際公法（海洋法と国際紛争の平和的解決）」
- (3) 参加者：フィリピン沿岸警備隊職員2名を含む計16名
- (4) 計画の要約：

国際社会における法の支配の観点からの国際法の意義を再確認するとともに、その代表例として、海洋法及び国際紛争の平和的解決のメカニズムについて理解し、各国における国際法の実践能力の強化を図るもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

海洋における秩序の形成と維持は、古くから国際公法の規律の対象となってきた。国際海洋法（International law of the sea）は、この国際公法における重要な一分野を成し、（この分野における）国際法規則は伝統的規則として発展を遂げてきた。しかし、グローバル化の急速な進行と科学技術の発展を背景として、解決されるべき新しい問題がいくつも現れてきており、SDGsの目標14では、国際協力を通じて持続可能な海洋とその資源の利用を実現することを国際社会に求めている。

フィリピン沿岸警備隊は海上安全、海上法執行、海難救助及び海洋環境保全を担う機関であり、平時は運輸省に属する。有事には国防省傘下に入るものの軍事的活動を実施することは想定されない上、国内唯一の海上保安機関である。よって、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

アジア地域は、世界でも有数の複層航路であるマラッカ・シンガポール海峡やインド洋を擁し、エネルギー資源、食料、製品等の海上物流にとって極めて重要な地域となっている。また、アジア諸国は近年の経済成長が目覚ましく、アジア地域において海上輸送が円滑に行われることは、当該国、地域のみならず世界経済にとって大変重要である。この海上輸送交通路の安定を図るためには、沿岸国が、海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等の様々な課題に主体的に取り組むことが必要である。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

海洋法及び国際紛争の平和的解決の発展の歴史、国連海洋法条約、日本の取り組みの事例等を学び、各研修員が参加国における課題を特定し、短期的また中長期的な解決策を提案するアクションプランを策定する。

- (2) その他特記事項

特になし。

1. 基本情報

- (1) 国名： フィリピン共和国（以下、フィリピンという。）
- (2) 案件名： 令和5年度国別研修「ASEAN テロ対策セミナー」（コース名：「東南アジア3カ国テロ対策セミナー」）
- (3) 参加者： テロ対策および国際テロ捜査を担当するフィリピン国家警察及び国家情報調整機関の職員計4名（内、国家情報調整機関の職員2名は予備役（非軍籍保持者））。
- (4) 計画の要約： 本計画は、フィリピンのテロ対策及び国際テロ捜査を担当する機関を対象に、日本の警察の国際テロ対策を学ぶ機会を提供することにより、フィリピンのテロ対処能力の強化とともに、同国の平和と安定の確保、ひいては広く一般国民の生活改善、経済社会開発の促進に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

テロ及び暴力的過激主義の脅威が中東・アフリカのみならずアジア地域にも拡大する中、2016年9月の日・ASEAN首脳会議において、日本は、テロに屈しない強靱なアジアの実現に向けてASEAN各国と手を携え、テロ対処能力の強化、暴力的過激主義対策、穏健な社会構築を支える経済社会開発等のための支援・人材育成を行うことを表明した。フィリピンではイスラム過激派を含む過激派組織が活動しており、ミンダナオ地域で2016年9月に爆発事案（ダバオ市）、2017年5月に市街地占拠事案（マラウィ市）が発生したほか、その他の地域でもテロの可能性のある爆発事件や身代金目的の誘拐事件等が発生している。フィリピンのテロ対処能力の強化は、フィリピン及び東南アジア地域の社会の安定化を通じた経済社会開発の促進に寄与するだけでなく、日本に地理的に近く、進出日本企業や在留邦人が多い当該地域がテロの温床となることを防ぐために不可欠である。

3. 計画概要**(1) 計画概要**

日本のテロ対策実働機関として高度かつ専門的な知識とノウハウを有する警察庁から、本邦での国際テロ対策に係る取組等について講義を行うもの。加えて、地方における警察活動の視察も行う。

(2) その他特記事項

国家情報調整機関からの参加者2名は、予備役ではあるものの、テロ対策に関する業務を行っており、研修終了後も引き続き同機関で業務を行う予定であることから、本研修の参加者とするものの合理性は認められる。また、本研修の目的は国際テロ対策に関する知識及び技能の強化を図るものであり、本研修内容が軍事転用されることは想定されない。

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン、マレーシア
- (2) 案件名：令和5年度（2023年度）課題別研修「海上犯罪取締り」
- (3) 参加者：フィリピン沿岸警備隊職員1名、マレーシア海上法令執行庁職員3名を含む計13名
- (4) 計画の要約：

アジア及びソマリア海賊対策をはじめとする海上犯罪取締りに必要な知識・技術を包括的に習得することを目的に、海賊対策や国際法に関する講義、薬物、密輸、人身売買への対策に係る講義等を行うもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修は、海上保安機関、海上警察機関に所属する海上犯罪取締り実務担当者を対象に実施される研修である。

研修内容は、海上犯罪取締指揮運営論（総論、各論）を始めとする海上犯罪取締りに係る基礎理論の習得や日本の海上保安体制に対する理解の深化、自国の課題解決にむけたアクションプランの作成等となる。

【フィリピン】

フィリピン沿岸警備隊は海上安全、海上法執行、海難救助及び海洋環境保全を担う機関であり、平時は運輸省に属する。有事には国防省傘下に入るものの軍事的活動を実施することは想定されない上、国内唯一の海上保安機関である。よって、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

【マレーシア】

マレーシア海上法令執行庁は、内務省傘下の文民機関であり、マレーシア領海の海上における法と秩序の維持、捜索、救助などを主な業務としている。有事の際には、軍又は国防省傘下に入るものの、同状況下における任務は、非軍事目的の任務に限られ、軍の作成立案などといった軍事行動に直接関わることは想定されていない。また、同庁は、マレーシア国内唯一の海上保安機関である。よって、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

特にアジア・ソマリア海域においては、海賊及び船舶に対する武装強盗事件が急増・凶悪化した時期があり、その後も密輸・密航・不法操業等が引き続き重大な課題となっていることから、海上交通路の安全・保安確保に向けた各国の実務担当者の知識・技術の向上が不可欠であるとともに、地域内各国の協力強化・ネットワーク構築が重要となっている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

アジア・ソマリア周辺海域沿岸国における海上保安機関職員の海上犯罪取締り能力の向上を目的として、海上犯罪取締りにかかる基礎理論、海上犯罪取締り実務に関する知識・技能の習得、研修員間及び日本の海上保安関係者との間での意見交換を通じ、自国の課題解決に向けたアクションプランの作成及び研修参加国間ネットワークの強化を目指した研修を実施するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： フィリピン共和国（以下、フィリピンという。）、マレーシア
- (2) 案件名： 令和5年度国別研修「上級鑑識研修」
- (3) 参加者： フィリピン沿岸警備隊職員 4名及びマレーシア海上法令執行庁職員 2名（計6名）
- (4) 計画の要約： 鑑識技術に係る能力向上を通じ、海上での鑑識体制を強化するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本計画（海上保安分野の協力）は、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に資するものであり、またSDGsゴール9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」及びゴール16「平和と公正の実現」に貢献するものである。

- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
【フィリピン】

フィリピンは、世界第5位の長さの海岸線（約3.5万km）と7千以上の島々を有する島嶼国家である。海上旅客・貨物の増加、老朽化した船舶や過積載船舶等の不適切な船舶運用による海難事故や自然災害への対応に加え、密輸や密漁、武器の違法所持、テロ等の海上犯罪のリスクは依然として高く、フィリピン沿岸警備隊の役割の重要性が一層増している。

フィリピン沿岸警備隊は海上安全、海上法執行、海難救助及び海洋環境保全を担う機関であり、平時は運輸省に属する。有事には国防省傘下に入るものの軍事的活動を実施することは想定されない上、国内唯一の海上保安機関である。よって、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

【マレーシア】

マレーシアは、地政学的重要性を有する国際海上交通の要衝上に位置し、日本にとっても重要なシーレーンであるマラッカ・シンガポール海峡をはじめとして領海内に広範囲の国際航路を有している。また、同領海では日本関係船舶を含む多数の国際船舶が航行している等、領海の安全確保は、同国の社会経済上重要である。一方で、領海内での海難事故や外国漁船による密漁、密輸、海賊、密入国等の犯罪の増加が深刻な問題となっている。

マレーシア海上法令執行庁は、内務省傘下の文民機関であり、マレーシア領海の海上における法と秩序の維持、捜索、救助などを主な業務としている。有事の際には、軍又は国防省傘下に入るものの、同状況下における任務は、非軍事目的の任務に限られ、軍の作成立案などといった軍事行動に直接関わることは想定されていない。また、同庁はマレーシア国内唯一の海上保安機関である。よって、本研修の対

象機関とすることの合理性は認められる。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本研修は、鑑識捜査に従事する海上保安職員を対象とし、海上法執行に係る鑑識の技術及び知識の習得を目的に実施されるものである。本研修において習得した鑑識技術が現場の活動に反映され、海上保安実務能力が大きく向上することが期待される。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン、マレーシア、モルディブ
- (2) 案件名：令和5年度（2023年度）課題別研修「救難・環境防災」
- (3) 参加者：フィリピン沿岸警備隊職員2名（軍籍非保持者）、マレーシア海上法令執行庁職員2名（軍籍非保持者）、モルディブ沿岸警備隊職員1名（軍籍保持者）が含まれる。

- (4) 計画の要約：

本研修は、海難救助、海上防災、海洋環境保全にかかる知識・技能の向上、習得により、対象国の関連分野における能力向上を図ることを目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

エネルギー資源等物資輸送の多くを海上輸送に依存している我が国にとって、海上における円滑で安全な航行の確保は、我が国の安全と経済活動の安定のために極めて重要であり、その航路で起こりえる海難事案や大規模流出油事故に対して、効果的、効率的な対応を実施するには、関係各国との連携協力及び技術と経験が必要である。しかしながら、それらが十分でない開発途上国の国々においては、当該国の海域で海難や大規模流出油事故が生じた場合、当該国及びその周辺地域における多大な被害の発生や環境への深刻な影響が懸念される。特に、マラッカ・シンガポール海峡を含む東南アジアの海域を利用する我が国関連船舶の航行に支障が生じるおそれがある。そのため、両海峡沿岸国を初めとする国々を対象として海難救助、海上防災、海洋環境保全に係る能力向上研修を過去30年近く実施してきた。その間東南アジア諸国を中心に我が国海上保安庁を範とする機関が設立されるなど支援の成果が現れており、継続してこれら海上保安機関の能力向上を図るとともに、自立発展を促していく必要がある。

【フィリピン】

フィリピン沿岸警備隊は海上安全、海上法執行、海難救助及び海洋環境保全を担う機関であり、平時は運輸省に属する。有事には国防省傘下に入るものの軍事的活動を実施することは想定されない上、国内唯一の海上保安機関である。よって、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

【マレーシア】

マレーシア海上法令執行庁は、内務省傘下の文民機関であり、マレーシア領海の海上における法と秩序の維持、捜索、救助などを主な業務としている。有事の際には軍又は国防省傘下に入るものの、同状況下における任務は、非軍事目的の任務に限られ、軍の作成立案などといった軍事行動に直接関わることは想定されていない。また、同庁はマレーシア国内唯一の海上保安機関である。よって、本研修の対象機

関とすることの合理性は認められる。

【モルディブ】

モルディブ沿岸警備隊は、モルディブ国防省軍の一部門であり、海軍の役割を果たす一方、海上治安維持部隊の役割を果たしている。活動には、海上警察、海上災害時及び緊急事態の際に民間防衛、テロ対策、海賊対策、搜索救助、人道作戦、領海内における領海内及び排他的経済水域における搜索救難活動、モルディブ領空内の航空監視なども含まれる。同組織は救難環境防災に関する役割を担っている国家組織であり、本研修を通して同組織の能力向上を図ることは同国における本分野での協力において大きな意義がある。

本件対象主体である国防省職員 1 名は軍籍を保持しているが、本研修は、海難救助、海上防災、海洋環境保全にかかる知識・技能の向上、習得による海上保安にかかる能力向上を図ることを目的としており、協力結果を軍事利用される可能性はない。

(2) 当該地域における海上物流セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

アジア地域は、世界でも有数の複層航路であるマラッカ・シンガポール海峡やインド洋を擁し、エネルギー資源、食料、製品等の海上物流にとって極めて重要な地域となっている。また、アジア諸国は近年の経済成長が目覚ましく、アジア地域において海上輸送が円滑に行われることは、当該国、地域のみならず世界経済にとって大変重要である。この海上輸送交通路の安定を図るためには、沿岸国が、海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等の様々な課題に主体的に取り組むことが必要である。

3. 計画概要

(1) 計画概要

海上保安実務者として最も基本的な業務である船舶事故及び人身事故に対する救助活動、油流出事故に起因する海洋環境汚染対策の他、東日本大震災等の大規模な自然災害への対応の経験及び教訓等について、高度かつ専門的な知識・技能及びノウハウや我が国における取組みを学び、参加者が海上保安に関する理解を深める目的で実施するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

2024年6月25日

1. 基本情報

- (1) 国名：ブータン王国（以下、「ブータン」という。）
- (2) 案件名：令和3年度技術協力（SATREPS）「ピロリ菌感染症関連死撲滅に向けた中核拠点形成事業」
- (3) 参加者：
本案件で実施する研修（内視鏡診断セミナー）参加者の中にブータン王国軍に所属、軍籍を有する軍病院の医師1名が含まれる。
- (4) 計画の要約：
本案件は、ピロリ菌感染率が全人口の約7割と非常に高く、かつ胃がん患者に占めるピロリ菌感染率も高いブータンの医療事情の改善に資するものである。本案件の一環として実施する内視鏡診断セミナーには内視鏡を有する国内各病院の医師が参加し、専門性の向上及びスキルアップを図ることを目的としている。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本案件では、内視鏡を有する国内各病院の外科系医師に対し、日本人指導者が実際に現地で指導を行う実技研修が含まれている。我が国の高い医療技術をマンツーマンで直接移転する機会を設けている数少ない案件の一つであり、ブータン政府の期待が高い。ブータンの保健セクターにおける我が国の貢献に対する評価は高く、本事業は同国で課題となっているピロリ菌感染性疾患の早期発見・治療に寄与するものであり、二国間関係の一層の強化に資するため、外交的意義は高い。

- (2) 当該国における保健セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

ブータンでは、ピロリ菌感染率が全人口の約7割と高く、従来の抗生物質による除菌治療が効かない薬剤耐性ピロリ菌や、欧米諸国と比べて病原性の高い強毒型ピロリ菌が流行している。さらにブータンでは、胃がんが同国の部位別がん死亡原因の第1位で、がん死亡者の23%を占めており、同国の胃がん死亡率の高さは世界第3位である。かかる状況を踏まえ、ブータン政府は、第12期5カ年計画（2018-2023）において、保健分野の国家最重点課題として胃がん対策を選定している。具体的には、胃がんスクリーニングと予防・早期発見を通して、胃がんの発症と死亡を低減することを目標に内視鏡検査機材の整備や研修、住民啓発などに取り組んでいる。ブータン政府は、従来の取り組みをさらに強化し、内視鏡専門医の育成及びスキルアップを行うため、我が国に本案件の実施を要請した。保健医療人材の不足が深刻なブータンにおいて外科系医師を対象とした内視鏡手術に関する研修は重要な意義を持つものである。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本案件は、ブータンにおいて、同国に適した迅速薬剤感受性試験と迅速抗原検査法の開発と導入、上部内視鏡専門医と指導医の育成、除菌治療と胃がんに対する住民の理解促進を行うことにより、ピロリ菌感染症に関する適切な検査・診断・除菌治療を提供する体制の構築を図り、同国全土でのピロリ菌感染症関連サービスの実施に寄与するものである。具体的には、日本人短期専門家による現地での実技研修や遠隔セミナーのほか、招へい外国研究員の受け入れ（次世代シーケンシングとバイオフィンフォマティクス技術、蛋白質発現・生成、迅速抗原検査キット生産管理、消化器内視鏡技術等）、機材供与（内視鏡、PCR 検査機器、次世代シーケンサー、細菌培養設備等）を計画している。

(2) その他特記事項

現地で開催される内視鏡セミナーに参加する医師のうち 1 名の所属先が軍病院であるが、同病院は、国軍の管轄下にあるものの、一般国民も受診対象とするブータン南東部の拠点病院の 1 つであり、民生病院と同等の機能を果たしている。本案件による成果は一般国民に広く還元されることから、同病院で内視鏡を担当する医師が本件研修に参加する意義は高い。なお、当該医師は軍籍を保有しているものの、同病院の外科医として勤務し、軍事活動は一切行っておらず、同人の研修参加は非軍事目的である。

以 上

案件概要書

2024年6月25日

1. 基本情報

- (1) 国名：ペルー共和国（以下、ペルーという。）
- (2) 案件名：令和2年度 SATREPS「地震直後におけるリマ首都圏インフラ被災程度の予測・観測のための統合型エキスパートシステムの開発」
- (3) カウンターパート名：ペルー国立工科大学（UNI）、日本・ペルー地震防災研究センター（CISMID）
- (4) 計画の要約：本事業は、ペルー国リマ首都圏において、地震・津波発生時の被害予測の高度化、建築物・ライフラインの被災度即時評価システムの確立により、それらの情報を統合したエキスパートシステムの構築、及びシステム活用のための人材育成を図り、もって、ペルーの地震・津波に対する災害対応能力強化（二次被害の低減、及び復旧・復興の迅速化）に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

(1) 本計画を実施する外交的意義

本事業は、ペルーにおける災害リスク削減に貢献するだけでなく、日本とペルーの二国間関係を強化し、同地域における日本のプレゼンスを強化する意味で、日本の外交にとっても重要である。日本は、その専門知識と技術を提供することで、ペルーの災害に強い国づくりに貢献するだけでなく、防災技術の世界的な先導者としての役割を強化できる。

(2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

ペルーは、日本と同様に環太平洋地震帯に位置し、地震・津波が多発する国のひとつである。特に、ペルーの総人口の3割強を占めるリマ首都圏（約1千万人）で大地震が発生すれば、主要な社会インフラやライフラインへの深刻な被害は免れず、社会的・経済的影響は計り知れない。

都市部における地震・津波災害への対応としては、震前対策として、①地震・津波発生メカニズムの解明と発生予測、②都市のリスク把握、③地震・津波荷重に対応した耐震性能評価方法の開発と構造物の耐震補強の開発・普及が挙げられる。また、災害発生後の早期対応では、④インフラを含めた構造物の被災度の早期把握、⑤安全な避難誘導により、死傷者の軽減と二次被害の防止、早期のサービス復旧を図る必要がある。

ペルーでは災害対応機関・被災者の視点に立った研究要望が高まっており、地震・津波の観測や被害予測に係るデータベース（地震モニターネットワークや地殻変動ネットワーク、衛星画像等）を統一システムで管理し、災害時に情報を包括的に把握し、地盤や構造物の震動をリアルタイムでモニタリングすることでライフライン・重要建築物の被害を早期に把握できる、災害時の横断的な情報共有システムの構築が求められている。

本事業は、2010年から2015年に実施した「ペルーにおける地震・津波減災技術の向上プロジェクト」(SATREPS)の後継事業にあたる。前事業では、過去の災害事例からシナリオ地震を設定し、そのシナリオに基づいた地震動・地盤変状予測、津波被害予測がなされ、地震・津波災害のリスク評価に資する協力が実施された。本事業では、これらの技術的な成果を活用し、地震・津波発生時のライフライン・重要建築物の被災度評価システムを確立し、地震・津波情報と合わせてそれら被災情報を一元管理する「統合型エキスパートシステム」を構築することで、早急な災害対応に資する関係機関間での情報共有の効率化や意思決定の迅速化を図る。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本事業は、ペルー国リマ首都圏において、地震・津波発生時の被害予測の高度化、建築物・ライフラインの被災度即時評価システムの確立により、それらの情報を統合したエキスパートシステムの構築、及びシステム活用のための人材育成を図り、もって、ペルーの地震・津波に対する災害対応能力強化(二次被害の低減、及び復旧・復興の迅速化)に寄与するもの。よって明確に民生目的であり、非軍事目的である。

(2) その他特記事項

本事業の成果目標の1つである津波予測の精度向上に向けた対象海域での海底データの取得のために、傘下に国立津波警報センターを擁し、ペルーにおける津波観測・予報を含む津波情報の発信を一元的に掌握する同国の海軍水利航行局(DHN)の協力が必要である。本事業を通じて、DHNが保有する調査船運行に係る経費(調査船の燃料費)を支出する予定であるが、同調査船の活動は本事業に必要なデータ収集に限定され、資金が目的外に使用されることはない。よって、本協力は開発協力大綱の「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則に抵触しない。

以上

1. 基本情報

- (1) 国名： ボリビア多民族国
- (2) 案件名： 令和3年度技術協力プロジェクト「河川水運分野体制強化プロジェクト」
- (3) 計画の要約：
河川水運の開発及び管理にかかる公共事業・サービス・住宅省の組織能力を強化し、パラグアイ・パラナ川水路（HPP）の利用促進に向けた取り組みを加速させることを目的とするもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
対ボリビア多民族国国別開発協力方針（2018年1月）では、経済基盤の整備及び生産分野の多様化が重点分野として掲げられ、農業を含む生産基盤の整備及び分野の多様化に向けた協力を実施することとしている。本案件は東部サンタクルス県の農産物の他、周辺県で産出される鉱物資源、その他生産活動に必要な物資の流通および輸出入の基盤の強化に寄与するものであり、我が国の援助方針と合致する。また、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「運輸交通」において、「グローバルネットワークの構築」が重点的な取組方針の一つに位置付けられている。本案件は、HPP を活用した国際物流円滑化に資するものであり、この方針に合致する。さらに、本事業は持続可能な開発目標（以下「SDGs」という）ゴール9「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」に貢献する。
- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
南米地域インフラ統合イニシアティブの「南米地域統合と運輸分野での社会経済開発のため事業実施計画案」は、HPP 整備を主要な課題として掲げ、その中にはタメゴ運河環境整備計画も具体的に実施すべき事項として含まれており、南米地域の国際的な枠組みにおいても、上記の課題を解決する必要性が認識されている。ボリビア政府も経済社会開発計画（現時点の最新の計画は2021-2025年版）において河川水運を含む交通インフラの改善の必要性を掲げている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
1) 事業目的
本事業は、ボリビアにおいて、公共事業・サービス・住宅省（MOPSV）を中心とした河川水運の開発及び管理にかかる調整機能確立することにより、同省の能力強化、パラグアイ・パラナ川水路（HPP）の利用促進を図り、

もって同国の河川水運の発展及び、国際貿易の活性化に寄与するもの。

2) プロジェクトサイト／対象地域名

ラパス県ラパス市、サンタクルス県サンタクルス市、サンタクルス県プエルトスアレス市、サンタクルス県プエルトキハロ市

3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

① 直接受益者（実施機関）： 公共事業・サービス・住宅省陸上河川湖沼運輸総局水運技術ユニット（以下「MOPSV/UTH」という）

② 間接受益者（関係機関）： HPP 国内委員会メンバー、HPP 利用企業

4) 事業実施期間

2024年4月～2027年3月を予定（計36カ月）

5) 事業実施体制（関係機関）

① カウンターパート

➤ プロジェクトディレクター:MOPSV 運輸担当副大臣

➤ プロジェクトマネジャー :MOPSV/UTH 長

② JICA 専門家

(2) 事業の枠組み

1) 上位目標:

ボリビアの河川水運が発展し、国際貿易が活性化する。

2) プロジェクト目標:

河川水運の開発及び管理にかかる MOPSV の能力が強化され、HPP の利用促進に向けた取り組みが加速する。

3) 成果

成果 1:ボリビアの河川水運・港湾の現状及び課題が把握・整理される。

成果 2:HPP の利用促進のための水路及び港湾の適切な開発及び管理、維持のための体制が整備される。

成果 3:HPP の利用促進にかかる MOPSV/UTH の調整機能、水路・港湾の開発や管理に係る技術的能力が強化される。

成果 4:HPP の利用促進のための基本方針及び戦略が関係者の合意を得て策定され、実行に移される準備が整う。

(3) 特記事項

本案件の実施にあたっては、HPP 国内委員会メンバー及び合同調整委員会（JCC）メンバーとなっている国防省及びその傘下の組織が持つ経験、技術、情報の活用及び協力が不可欠であり、右組織が対象主体（実施機関）に含まれるため、開発協力大綱の軍事利用回避原則に照らし、協力の可否について検討を行った。その結果、本案件との関連において、国防省・傘下組織は、河川水運行政における本件関係者として実質的には文民組織の機能を果たしており、軍の作戦立案等といった軍事行動に直接携わることは想定されておらず、本案件内容が、軍事能力の向上に貢献又は軍事転用される可能性は想定されない。

以上

1. 基本情報

- (1) 国名：マレーシア
- (2) 案件名：令和5年度国別研修「逮捕術研修（マレーシア海上法令執行庁向け海上保安分野国別研修）」
- (3) 参加者：マレーシア海上法令執行庁職員2名が参加。
- (4) 計画の要約：海上法執行に係る逮捕技術等に関する知識及び技能並びに同技術の指導方法の習得を目的に実施されるもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本計画は海上保安分野の協力であり、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に資するとともに、SDGs ゴール 9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」及びゴール 16「平和と公正の実現」に貢献するものである。

マレーシア海上法令執行庁は、内務省傘下の文民機関であり、マレーシア領海の海上における法と秩序の維持、捜索、救助などを主な業務としている。有事の際には、軍又は国防省傘下に入るものの、同状況下における任務は、非軍事目的の任務に限られ、軍の作成立案などといった軍事行動に直接関わることは想定されていない。また同庁は、マレーシア国内唯一の海上保安機関である。よって、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

マレーシアは、地政学的重要性を有する国際海上交通の要衝上に位置し、日本にとっても重要なシーレーンであるマラッカ・シンガポール海峡をはじめとして領海内に広範囲の国際航路を有している。また、同領海では日本関係船舶を含む多数の国際船舶が航行している等、領海の安全確保は、同国の社会経済上重要である。一方で、領海内での海難事故や外国漁船による密漁、密輸、海賊、密入国等の犯罪の増加が深刻な問題となっている。我が国は、2005年のマレーシア海上法令執行長設立以降、海上法執行に必要な能力向上支援を段階的に実施してきており、先方の要望を踏まえた技能習得の機会を提供し、更なる実践力の向上を支援している。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

本研修は、海上保安に係る指導官等を対象とし、海上法執行に係る逮捕技術等に関する知識及び技能並びに同技術の指導方法の習得を目的に実施されるものである。本研修を通じて習得される逮捕術やそれを指導する技術が教育訓練や現場の活動に反映され、マレーシアにおける海上保安実務能力が大きく向上することが期待される。

(2) その他特記事項
特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：マレーシア
- (2) 案件名：令和5年度マレーシア国別研修「海保総合運営能力向上研修」
- (3) 参加者：マレーシア海上法令執行庁職員5名（軍籍非保持者）が参加。
- (4) 計画の要約：海上における法と秩序の維持、海難事故・自然災害への対応、海難救助等に関する海上保安機関の総合的な組織運営能力の工場を図ることを目的に実施されるものである。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

我が国は「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けて各国と協力をしつつ様々な施策を展開している。その中でも「海における法の支配の三原則」の徹底が、FOIP 実現のための四つの取組の柱のうち、「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組」の一つとして定められており、本計画はこれに資するものである。

マレーシア海上法令執行庁は、内務省傘下の文民機関であり、マレーシア領海の海上における法と秩序の維持、捜索、救助などを主な業務としている。有事の際には、軍又は国防省傘下に入るものの、同状況下における任務は、非軍事目的の任務に限られ、軍の作成立案などといった軍事行動に直接関わることは想定されていない。また、同庁は、マレーシア国内唯一の海上保安機関である。よって、本研修の対象機関とすることの合理性は認められる。

- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

マレーシアは、地政学的重要性を有する国際海上交通の要衝上に位置し、日本にとっても重要なシーレーンであるマラッカ・シンガポール海峡をはじめとして領海内に広範囲の国際航路を有している。また、同領海では日本関係船舶を含む多数の国際船舶が航行している等、領海の安全確保は、同国の社会経済上重要である。一方で、領海内での海難事故や外国漁船による密漁、密輸、海賊、密入国等の犯罪の増加が深刻な問題となっている。我が国は、2005年のマレーシア海上法令執行長設立以降、海上法執行に必要な能力向上支援を段階的に実施してきており、先方の要望を踏まえた技能習得の機会を提供し、更なる実践力の向上を支援している。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

本研修はマレーシア海上法令執行庁内の各主要部局で今後将来が期待される職員が、我が国海上保安庁の主要施設等を視察し、直面する課題等について意見交換を行うものである。これらを通じて、海上における法と秩序の維持、海難事故・自然災害への対応、海難救助等に関するマレーシア海上法令執行庁の組織運営等につい

て考察する機会を提供することを目的とする。本研修において習得した知識が同庁の組織運営に反映され、総合的な組織運営能力が向上することが期待される。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：モルディブ、モザンビーク
- (2) 案件名：令和5年度（2023年度）課題別研修「航空保安セミナー」
- (3) 参加者：モルディブ国防省職員1名、モザンビーク空港公社職員1名を含む計9名
- (4) 計画の要約：

本研修は、民間空港に対するテロ等の不法介入行為を防止するために、航空保安に関する知識・経験の向上を通じて途上国の保安体制を強化することを目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

ハイジャックやテロ行為は現在も引き続き航空の安全の脅威となっており、これに対し国際民間航空機関（ICAO）をはじめ国際社会は各国の一致した対応を求めているが、知識や経験の不足から十分な対応をとることができない途上国は多く、支援が必要とされている。

このような背景を踏まえ、本研修では、航空会社による保安対策、貨物の保安確保、保安検査機器の導入例、保安検査員への教育、国家としての監督体制の確立と品質管理の実施、危機管理対応、国際的な動向等を習得し、参加各国の航空保安対策の改善と向上に貢献することを目的とする。

【モルディブ】

2013年の航空保安部門の組織統合によりそれまで独立組織であった航空局が国防省内の一部門となって以来、モルディブ国防省の国軍航空保安部門と航空保安コマンド（指揮部）が、モルディブ全土の飛行場（三つの国際線空港と九つの国内線空港）におけるセキュリティと安全運航を確保する責務を負っている。すなわち、モルディブにおいて国防省内の両部門は、業務範囲を相互補完しつつも同国の航空保安を実施する唯一の機関である。したがって、同組織の航空保安管理部職員が本研修に参加することは、同国における本分野での協力において大きな意義がある。

本件対象主体である国防省職員1名は軍籍を保持しておらず、また本研修は、民間空港に対するテロ等の不法介入行為を防止するために、航空保安に関する知識・経験の向上を通じて途上国の保安体制を強化することを目的としており、協力結果を軍事利用される可能性はない。

【モザンビーク】

モザンビーク空港公社は、飛行場や空港内外の航空保安業務を専門的に扱う機関であることから、軍の作戦立案、訓練、偵察、戦闘、補給といった軍事活動に直接関わることは、その職責からみて想定されない。同公社はモザンビークの航空保安を強化するうえで重要な組織であり、同公社の航空保安担当者が本研修に参加する

ことは、同国における本分野での協力において大きな意義がある。

(2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

【モルディブ】

モルディブは、アジア地域と中東・アフリカ地域を結ぶインド洋シーレーン上の要衝に位置する地政学的な重要性を有していることから、対モルディブ国別開発協力方針においても「ガバナンスの強化」が3つの重点分野の1つとなっており、その中でも空港等での保安対策やテロ対策は同国の観光産業の保全のみならず地域の平和と安定にとって重要であることから、適切に支援を実施していくこととされている。

【モザンビーク】

モザンビークのインド洋沿岸部はサイクロンの影響を大きく受ける地域であり、洪水、高潮や暴風等により人的及び経済的被害から、食料不足や栄養失調等の深刻な問題が発生している。その上で、同国における物資供給には航空輸送が果たす役割は大きい。モザンビークだけでなく南部アフリカ地域の航空保安を担保するためにも本研修を通じた対象機関職員の能力強化が重要である。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本研修は、ICAOの定めるルール、航空保安体制や対策等については座学を通じて、保安検査手法や各種事案発生時の対応等については実技訓練や訓練実習を通じて習得し、もって各国の航空保安対策の改善と向上に貢献することを目的に実施する。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：モルディブ共和国（以下、モルディブという。）
- (2) 案件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）(R4)
- (3) 参加者：学位（修士）を取得する若手行政官等4名（実績値）／期のうち、国防省職員で総務・人事担当部署に所属する軍籍保持者1名が参加。
- (4) 計画の要約：モルディブ政府中枢において政策決定に携わることが期待される若手行政官等が、本邦大学院において、同国における優先開発課題分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本事業は、モルディブの取り組むべき開発課題における政策運営能力強化に資するものであり、我が国の協力方針に合致している。また、各省庁に多くの帰国留学生がいることで、JICA事業の円滑な実施に貢献している等、二国間の友好関係強化にも資するものであることから本事業の実施を支援する必要性は高い。

- (2) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本計画の位置付け

モルディブにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの協力重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

①事業の目的

本事業は、モルディブ政府の中枢において活躍することが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

②事業内容

ア) 実施内容

1期あたり最大6名（修士課程6名）の留学生が、本邦大学院において、モルディブの優先開発課題に係る知識取得のために修学（留学）することに対して、必要な経費を支援するもの。4期分の計画を事前に策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

・翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。

- ・留学生の滞日に関し、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備等を行う。
- ・留学生への奨学金支援、大学への授業料等支払を行う。

ウ) 調達方法

原則として協力準備調査の実施者を本事業の実施代理機関として JICA が推薦する予定。

(2) 事業実施スケジュール (協力期間)

2022年7月～2026年3月を予定 (計45ヶ月)

(3) 事業実施体制

- ① 事業実施機関／実施体制：外務省 (Ministry of Foreign Affairs)
- ② 他機関との連携・役割分担：特になし。
- ③ 運営／維持管理体制：本事業の円滑な実施のために、モルディブにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。
- ④ 運営委員会の構成：外務省、高等教育・労働・技能開発省、公務員委員会、在モルディブ日本国大使館、JICA モルディブ支所

(4) その他特記事項

本計画は、将来モルディブ政府中枢において政策決定に携わることが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位 (修士) 取得を支援することにより、同国の開発課題の解決及び二国関係の強化に寄与することが期待されるものであり、非軍事目的である。また、本件対象主体に国防省職員1名が含まれるが、総務・人事課担当部署に所属する軍籍非保持者であるため、協力結果を軍事利用される可能性はない。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：モルディブ共和国（以下、モルディブという。）
- (2) 案件名：人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship）(R5)
- (3) 参加者：学位（修士）を取得する若手行政官等6名（定員）/期のうち、国防省職員（軍籍保持）2名が参加。
- (4) 計画の要約：モルディブ政府中枢において政策決定に携わることが期待される若手行政官等が、本邦大学院において、同国における優先開発課題分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本事業は、モルディブの取り組むべき開発課題における政策運営能力強化に資するものであり、我が国の協力方針に合致している。また、各省庁に多くの帰国留学生がいることで、JICA事業の円滑な実施に貢献している等、二国間の友好関係強化にも資するものであることから本事業の実施を支援する必要性は高い。

- (2) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本計画の位置付け

モルディブにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの協力重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

①事業の目的

本事業は、モルディブ政府の中枢において活躍することが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

②事業内容

ア) 実施内容

1期あたり最大6名（修士課程6名）の留学生が、本邦大学院において、モルディブの優先開発課題に係る知識取得のために修学（留学）することに対して、必要な経費を支援するもの。4期分の計画を事前に策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

・翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。

- ・留学生の滞日に関し、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備等を行う。
- ・留学生への奨学金支援、大学への授業料等支払を行う。

ウ) 調達方法

原則として協力準備調査の実施者を本事業の実施代理機関として JICA が推薦する予定。

(2) 事業実施スケジュール（協力期間）

2023年7月～2027年3月（計45ヶ月）

(3) 事業実施体制

- ①事業実施機関／実施体制：外務省（Ministry of Foreign Affairs）
- ②他機関との連携・役割分担：特になし。
- ③運営／維持管理体制：本事業の円滑な実施のために、モルディブにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。
- ④運営委員会の構成：外務省、高等教育・労働・技能開発省、公務員委員会、在モルディブ日本国大使館、JICA モルディブ支所

(4) その他特記事項

本計画は、将来モルディブ政府中枢において政策決定に携わることが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士）取得を支援することにより、同国の開発課題の解決及び二国関係の強化に寄与することが期待されるものであり、非軍事目的である。また、本件対象主体に軍籍を保持する国防省職員2名含まれるが、両名は国防省内の民生部門である消防救助隊及び沿岸警備隊に所属しており、帰国後も、同国の人事配置上、軍事部門に従事する蓋然性は非常に低く、協力結果を軍事利用される可能性はない。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：モーリタニア
- (2) 案件名：対モーリタニア技術協力「水産加工教育（短期専門家）」
- (3) 参加者：海洋科学高等研究所（旧海技学校）
- (4) 計画の要約：モーリタニア水産業において、水産加工開発が課題となる中、水産人材育成機関へ専門家を派遣することにより、当該課題を解決し、水産物付加価値向上に資する水産加工教育能力向上を達成することを目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

モーリタニアにとって漁業分野は外貨収入の約4割を稼ぐ重要セクターである。伝統的に魚を食さなかったモーリタニア人にとって漁業分野は外国の技術協力なしには開発できなかった分野であり、同分野は1977年の我が国の無償資金協力支援の開始とともに発展し、国家財政を支えるまでに成長した。同分野は、経済協力にとどまらず、二国間の外交関係の歴史的アセットであり、今日の親日国モーリタニアを築き上げた友好関係のシンボリックセクターとなっている。同国の豊富な水産資源は我が国の輸入先となっており、水産資源の安定的な確保の観点からも同国との関係強化は重要。

- (2) 当該国における水産業セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

モーリタニアは世界で最も貧しい国の一つであり、開発戦略計画を策定し、貧困削減及び民間投資促進に積極的に取り組んでいる。他方で、慢性的な食料不足に加え、干ばつにより深刻な食糧不足がたびたび発生する中、食料安全保障の確立が政府の喫緊の課題となっている。

こうした中、豊かな水産資源に下支えされた水産物輸出は国家経済の柱であり、当該分野に対する開発協力はモーリタニアの経済社会の安定的な発展に資するといえる。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

モーリタニア水産業において、水産加工開発が課題となる中、水産人材育成機関へ専門家を派遣することにより、当該課題を解決し、水産物付加価値向上に資する水産加工教育能力向上を達成することを目的に実施する。

水産化学・食品衛生管理実習や水産加工実習等を含む研修や指導を実施することで、水産加工にかかる実技・理論指導の能力が向上し、もって海洋科学高等研究所の水産加工教育能力の向上に資するもの。

(2) その他特記事項

国防省傘下にある海運学校を構成する組織のうち海洋科学高等研究所（旧海技学校）を対象とするものであるが、対象主体に軍本体又は現役軍人は含まれない。なお、案件を実施する中で、民間水産会社出身やそれらに就職を希望する生徒・研修生等に対する直接的な教育活動が発生するが、いずれにも軍関係者は含まれない。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：モーリタニア
- (2) 案件名：対モーリタニア技術協力「漁村コミュニティ開発（短期専門家）」
- (3) 参加者：水産職業訓練センター（旧零細漁業コミュニティ開発センター）
- (4) 計画の要約：モーリタニア水産業において、水産従事者能力開発が課題となる中、水産職業訓練機関へ専門家を派遣することにより、当該課題を解決し、零細・沿岸漁業における水産職業訓練能力向上を達成することを目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
- (2) モーリタニアにとって漁業分野は外貨収入の約4割を稼ぐ重要セクターである。伝統的に魚を食さなかったモーリタニア人にとって漁業分野は外国の技術協力なしには開発できなかった分野であり、同分野は1977年の我が国の無償資金協力支援の開始とともに発展し、国家財政を支えるまでに成長した。同分野は、経済協力にとどまらず、二国間の外交関係の歴史的アセットであり、今日の親日国モーリタニアを築き上げた友好関係のシンボリックセクターとなっている。同国の豊富な水産資源は我が国の輸入先となっており、水産資源の安定的な確保の観点からも同国との関係強化は重要。当該国における水産業セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

モーリタニアは世界で最も貧しい国の一つであり、開発戦略計画を策定し、貧困削減及び民間投資促進に積極的に取り組んでいる。他方で、慢性的な食料不足に加え、干ばつにより深刻な食糧不足がたびたび発生する中、食料安全保障の確立が政府の喫緊の課題となっている。

こうした中、豊かな水産資源に下支えされた水産物輸出は国家経済の柱であり、当該分野に対する開発協力はモーリタニアの経済社会の安定的な発展に資するといえる。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

モーリタニア水産業において、水産従事者能力開発が課題となる中、水産職業訓練機関へ専門家を派遣することにより、当該課題を解決し、零細・沿岸漁業における水産職業訓練能力向上を達成することを目的に実施する。

普及員や指導員育成を含む研修や指導を実施することで、水産普及にかかる組織体制が強化され、もって水産職業訓練センターの水産職業訓練能力向上に資するものである。

- (2) その他特記事項

国防省の傘下にある海運学校を構成する組織のうち水産職業訓練センター（旧零細漁業コミュニティ開発センター）を対象とするものであるが、対象主体に軍本体又は現役軍人は含まれない。なお、案件を実施する中で、零細・沿岸漁村出身または就業希望の生徒・研修生に対する職業訓練・漁業者の組織化に関する直接的な教育活動が発生するが、いずれにも軍関係者は含まれない。

以 上